

第三十九回国会 農林水産委員会 議 録 第九号

昭和三十六年十月十八日(水曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君

理事小山 長規君 理事田口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君

理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

金子 岩三君 飯谷 忠男君

草野 一郎平君 倉成 正君

小枝 一雄君 坂田 英一君

田邊 國男君 谷垣 專一君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東光君 米山 恒治君

足鹿 覺君 片島 港君

川俣 清君 北山 愛郎君

東海林 綠君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 西村 関一君

山田 長司君 湯山 勇君

稲富 稜人君

出席國務大臣

農 林 大 臣 河野 一郎君

出席府政委員

農林事務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 昌谷 孝君

(大臣官房長)

農林事務官 坂村 吉正君

(農林事務局長)

農林事務官 庄野五一郎君

(農地局長)

委員外の出席者

農 林 技 官 芳賀 貢君

農 林 技 官 立川 基君

融課長

専 門 員 岩隈 博君

十月十八日

委員西村関一君辭任につき、その補

欠として川俣清君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員川俣清君辭任につき、その補

欠として西村関一君が議長の指名で

委員に選任された。

本日(の)會議に付した案件

農業近代化資金助成法案(内閣提出

第一八号)

農業信用基金協合法案(内閣提出第

一九号)

農林中央金庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二六号)

農地法の一部を改正する法律案(内

閣提出第六六号)

農業協同組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第六七号)

農産物價格安定法の一部を改正する

法律案(芳賀貢君外十一名提出、衆法

第四号)

飼料供給安定法の一部を改正する法

律案(芳賀貢君外十一名提出、衆法

第六号)

畜産物價格安定法案(芳賀貢君外十

一名提出、衆法第七号)

○野原委員長 これより會議を開きま

す。

内閣提出、農地法の一部を改正する

法律案及び農業協同組合法の一部を改

正する法律案を議題として、まず政府

に提案理由の説明を求めます。河野農

林大臣。

農地法の一部を改正する法律案

農地法の一部を改正する法律

農地法(昭和二十七年法律第二百

二十九号)の一部を次のように改正

する。

第二条中第七項を第九項とし、第

六項の次に次の二項を加える。

7 この法律で「農業生産法人」と

は、農事組合法人、合名会社、合

資会社又は有限会社で、左の各号

に掲げる要件のすべてをみたして

いるものをいう。

一 その法人の事業が農業(これ

とあわせ行なう林業及び農事組

合法人にあつては農業とあわせ

行なう農業協同組合法(昭和二

十二年法律第三十二号)第七

十二条の八第一項第一号の事業

を含む)及びこれに附帯する事

業に限られること。

二 その法人の組合員又は社員

(以下「構成員」という。)は、す

べて、その法人に農地若しくは

採草放牧地について所有権若し

くは使用収益権(地上権、永小

作権、使用貸借による権利又は

賃借権をいう。以下同様とする

る。)を移転した個人(その法人

の構成員となる前にこれらの権

利をその法人に移転した者のう

ち、その移転後省令で定める一

定期間内に構成員となり、引き

続き構成員となつて個人以外

のものを除く。若しくはその

一般承継人(省令で定めるもの

に限る。)であるか、その法人に

農地若しくは採草放牧地につ

て使用収益権に基づき使用及び

収益をさせている個人である

か、その法人に使用及び収益を

させるため農地若しくは採草放

牧地について所有権の移転若し

くは使用収益権の設定若しくは

移転に関し次条第一項若しくは

第七十三条第一項の許可の申請

をしていて個人(当該申請に対

する許可があり、近くその許可

に係る農地又は採草放牧地につ

いてその法人に所有権を移転

し、又は使用収益権を設定し、

若しくは移転することが確定と

認められる個人を含む。)である

か、又はその法人の事業に常時

従事する者(前項に掲げる事由

により一時的にその法人の事業

に常時従事することができない

者で当該事由がなくなれば常時

従事することとなる)と農業委員

会が認めたもの及び省令で定め

る一定期間内にその法人の事業

に常時従事することとなること

が確定と認められる者を含む。

以下「常時従事者」という。で

あるか、いづれかであること。

三 その法人の構成員以外の者か

ら使用収益権の設定又は移転を

受けて耕作又は養畜の事業に供

している農地又は採草放牧地の

面積が、それぞれ、その法人が

耕作又は養畜の事業に供してい

る農地又は採草放牧地の面積の

二分の一にみたないこと。

四 その法人の常時従事者たる構

成員が、農事組合法人及び有限

会社にあつては、その法人の議

決権の過半数を保有し、合名会

社及び合資会社にあつては、そ

の法人の社員(業務執行権を有

しないものを除く)の過半数を占

めること。

五 その法人の事業を行なうのに

必要な労働力のうちその構成員

以外の者に依存する部分が省令

で定める基準をこえないこと。

六 その法人の利益(農事組合法

人にあつては、剰余金)の配当

について、その定款で、構成員

がその法人の事業に従事した程

度に応じする旨又は省令で定

める率をこえない範囲内におい

て払い込まれた出資額の割合

に応じてし、なお剰余があると

きは、構成員がその法人の事業

に従事した程度に応じてする旨

が定められていないこと。

八 法人の構成員につき常時従事者

であるかどうかを判定すべき基準

は、省令で定める。

第三条第一項中第八号を第九号と

し、第七号の次に次の一号を加える。

八 農業協同組合法第十條第二項

の信託の引受けの事業(以下「信

託事業」という。)を行なう農業

協同組合が当該信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

第三条第二項ただし書中「第三号から第五号まで」を「第二号の二及び第三号から第五号まで」に改め、同項第一号中「世帯員の下に」並びにその土地について耕作又は養畜の事業を行なっている農業生産法人」を加え、同項第二号の次に次の三号を加える。

二の二 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

二の三 農業生産法人が所有権及び使用収益権以外の権利を取得しようとする場合

二の四 信託の引受けにより第二号に掲げる権利が取得される場合

第三条第二項第三号中「前号に掲げる権利を取得しようとする者」を「第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）」に、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができないと認められる場合」に改め、同項第四号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後

において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができないと認められる場合」に改め、同項第五号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、同項第六号及び第七号中「一時貸し付けようとする場合」の下に「及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」を加える。

第六条第六項中「及び第六号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

第七条第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 農業生産法人の常時従事者たる構成員が所有し、かつ、その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地で、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているもの

九 信託事業を行なう農業協同組合が所有する小作地又は小作採草放牧地で信託事業に係る信託財産であるもの

第七条に次の三項を加える。

3 農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は農業生産法人の構成員以外の者で、従前その法人の常時従事者たる構成員であつたもの又はその法人の常時従事者たる構成員であつた者の一般

承継人であるものが所有する小作地又は小作採草放牧地で、その法人がその所有者（所有者がその法人の常時従事者たる構成員であつた者の一般承継人である場合には、その常時従事者たる構成員であつた者）からその者がその法人の常時従事者たる構成員でなくなる以前に設定を受けた期間の定めがある使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているものについて第一項第八号の規定の適用については、その所有者は、その使用収益権の残存期間に限り、その法人の常時従事者たる構成員とみなす。

4 第一項第八号の規定の適用については、農業生産法人の常時従事者たる構成員が所有し、かつ、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作の事業に供している小作地である所有者の住所のある市町村の区域の外にあるものうちその使用収益権の設定前省令で定める一定期間その所有者又はその世帯員が耕作していたものは、その所有者がその一定期間引き続き住所を有した市町村の区域内に住所を有する間に限り、その所有者の住所のある市町村の区域内にあるものとみなす。

5 第一項第八号及び前項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者で第二項第六項に掲げる事由により、一時、その住所がその所有する小作地又は小作採草放牧地のある市町村の区域内にないもの（前項の規定の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内になかつたもの又はないもの）は、その住所がその市町村の区域内にあるもの（同項の規定の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内にあつたもの又はあるもの）とみなす。

第八条第一項第二号中「及び第六号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

第九条第一項中「小作地又は小作採草放牧地を」を「小作地又は小作採草放牧地につき」に、「相当するものを」を「相当するものにつき」に、「他の者に譲渡しないとき」を「所有権の譲渡をしないとき（第七項第一項第八号に掲げる小作地又は小作採草放牧地に該当するものでなくなつた小作地又は小作採草放牧地にあつては、省令で定めるところにより、所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしないとき）」に改め、「第三条第一項の下に」又は第二項第一項を加え、「その期間経過後もこれに対する処分がないときは、これに対し不許可の処分を」その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合等における買収）第十五条の二 農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合（農業生産法人が合併によつて解散した場合において当該合併によつて設立し、又は当該合併後存続する法人が農業生産法人でない場合を含む。）において、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地若しくは採草放牧地があるとき、又はその法人及びその一般承継人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地であるとき、又はその一般承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されているものがあるときは、国がこれを買収する。ただし、これらの土地でその法人が第三項第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

2 第三条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者が農業生産法人に貸し付けた場合において、その所有者が当該貸付けに係る法人の常時従事者たる構成員でなくなつたときは、国がその農地又は採草放牧地を買収する。

3 農業委員会は、前二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地があると認めるときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなればならない。この場合には、第八条第二項の規定を準用する。

一 その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所
二 その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
三 その他必要な事項

4 農業委員会は、第一項の規定による買取をすべき農地又は採草放牧地につき前項の規定により公示をした場合において、その公示の日（その翌日から起算して三箇月以内）に省令で定めるところにより当該法人から第二項第七号に掲げる要件のすべてをみたすに至つた旨の届出があり、かつ、審査の結果その届出が真実であると認められるときは、遅滞なく、その公示を取り消さなければならない。

5 農業委員会は、前項の規定による届出があり、審査の結果その届出が真実であると認められないときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

6 第四項の規定により公示が取り消されたときは、その公示に係る農地又は採草放牧地については、国は、第一項の規定による買取をしない。

7 第三項の規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有者又はこれらの土地について使用収益権に基づき使用及び収益をさせている者が、その公示に係る農地又は採草放牧地につき、第一項の規定による買取をすべき農地又は採草放牧地にあつては第四項に規定する期間の満了の日（その日まで）に同項の規定による届出があり、これにつき第五項の規定による公示があつた場合のその公示に

係る農地又は採草放牧地については、その公示の日、第二項の規定による買取をすべき農地又は採草放牧地にあつては第三項の規定による公示の日の翌日から起算して三箇月以内に、省令で定めるところにより、所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしたときは、当該農地又は採草放牧地については、第一項又は第二項の規定による買取をしない。当該期間内に第三項第一項又は第二項第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分があるまでは、同様とする。

8 第十條から第十四條までの規定は、第一項又は第二項の規定による買取をする場合に準用する。
第十七條中「第十五條第二項」の下に「第十五條第一項ただし書中「行われる場合」を「行なわれる場合及び賃貸借の更新をしない旨の通知が信託事業に係る信託財産につき行なわれる場合」の賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日以前一年以内ない場合を除く。」に改め、同条第二項第三号中「生計」の下に「法人にあつては、経営」を加え、同条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつてゐる賃借人がその法人の構成員でなくなつ、かつ、その賃借人又はその世帯員がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力により効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができることを認められる場合

第三十一條中「又は農業協同組合」を「農業協同組合又は農事組合法人」に改める。
第三十六條第一項中「若しくは第十五條第一項」を「第十五條第一項若しくは第二項」に改め、同項第一号中「自作農として農業に精進する見込みがあるもの」を「自作農として農業に精進する見込みがあるもの又は農業生産法人であるもの」に改め、同項第二号中「又は農業協同組合」を「農業協同組合又は農事組合法人」に改め、同項第三号中「見込みがある者」を「見込みがある者又は農業生産法人」に改める。
第六十四條ただし書中「農業協同組合」の下に「農事組合法人」を加

える。
第七十八條第一項中「第十五條第一項」の下に「第十五條の二第二項若しくは第二項」を加える。
第八十條第二項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。
第八十五條第一項第二号中「第十五條第二項」の下に「第十五條の二第八項」を加える。
第八十七條第一項中「若しくは第十五條」を「第十五條若しくは第十五條の二」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。
第十八條第四項中「組合員」の下に「法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。」を加える。
第二十三條第三項中「（禁治産者、準禁治産者及び禁こ以上の刑に処せられて執行中の者を除く。）」の下に「及び法人たる組合員」を加える。

第八十二條第二項中「議員」の下に「法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。」を加える。
第一百十條第二項中「及び第十五條を、第十五條及び第十五條の二」に改める。
第一百四十條第一項中「総代」の下に「（法人を除き、総代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下

本条において同じ。」を、「議員」の下に「（法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。）」を加える。
3 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第八條第一項に次の一号を加える。

三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法第二條第七項に規定する農業生産法人をいう。）の組合員又は社員（その耕作に従事する日数が前号の省令で定める日数に達しない農業委員会が認めた者を除く。）
第十條第三項を次のように改める。

3 選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 第八條第一項第一号の規定による選挙人については、その氏名、住所、生年月日及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項
二 第八條第一項第二号の規定による選挙人については、その氏名及び生年月日その他必要な事項
三 第八條第一項第三号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員又は社員となつてゐる同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項
土地改良法の一部を改正する法

4

律(昭和三十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

5 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人たる果樹業者(農林省令で定めるものを除く。)

理由

最近における農業事情その他の事情の推移にかんがみ、自立経営たる家族農業経営の育成、農業経営の協業化等を容易にさせるように農地等の権利移動の制限に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「組合員の事業」を「その事業」に改める。

第八条中「以下組合員と総称する」を「以下この章において組合員と総称する」に改める。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「医療」に關す

る施設については五分の二を、政令で定める事業については、政令で定める割合に改め、同条第四項中「又は第八号」を「若しくは第八号又は第二項に」、「同項第二号」を「第一項第二号に」、「同一の世帯に属する者は」を「同一の世帯に属する者、第二項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該信託の引受けを行なう際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者は」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行なうことができる。

一 信託の引受けを行なう際その委託をする者の所有に係る農地(農地法第二条第一項に規定する農地をいう。)又は採草放牧地(同項に規定する採草放牧地をいう。)

二 前号に規定する土地にあわせて当該信託をすることを相当とする省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行なう際その委託をする者の所有に係るもの

第十条の五の次に次の六条を加える。

第十条の六 農業協同組合が、第十条第二項の信託の引受けの事業を行なおうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の信託規程には、事業の実施方法及び信託契約に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

信託規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十条の七 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託の委託者又はその一般承継人は、受益者となり、信託の利益の全部を受ける。

第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができない。

第十条の八 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、当該信託に係る不動産を信託行為に基づき貸し付け、又は売り渡す場合には、信託の本旨に従うほか、組合員又は信託規程で定めるその他の者の農業経営の改善に資することとなるように配慮してしなければならない。

第十条の九 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合については、信託法第二十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十八条に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第十条の十 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託は、信託法第五十六条

の規定によるほか、次の各号の一に該当する場合には、終了する。

一 当該農業協同組合が受託者の任務を辞したとき。

二 信託法第四十四条の規定により受託者の任務が終了したとき。

三 信託法第四十七条の規定により受託者が解任されたとき。

四 当該農業協同組合が解散(合併による解散を除く。)をしたとき、又は当該農業協同組合の信託規程に係る第十条の六第一項の承認の取消しがあつたとき。

第十条の十一 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託には、信託法第七

条、第二十二條第一項ただし書、第二十六条、第四十一条、第四十二条、第四十五条、第四十八条、第四十九条及び第六十六条から第七十三条までの規定は、適用しない。

第十二条第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第七十二条の八第一項第二号の事業を行なう農事組合法人並びに農業の経営(これとあわせて行なう林業の経営を含む。)及びこれに附帶する事業のみを行なうその他の法人

第十二条第一項に次の一号を加える。

五 農事組合法人等当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となつて、同組合で協同組織のもとに当該構

成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となつて、同組合(第二号及び前号に掲げる者を除く。)

第十二条第二項に次の一号を加える。

三 組合が主たる構成員又は出資者となつて、同法人(前二号に掲げる者及び農業協同組合中央会を除く。)

第十六条第一項ただし書中「第十二条第二項第二号乃至第四号又は第三号から第五号まで又は第二項第二号若しくは第三号」に改め、同条第二項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員(准組合員を除く。)でなければ、代理人となることができない。

第十六条第三項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同条第四項中「二人」を「五人」に改める。

第三十一条の二第一項中「共済規程」の下に、「信託規程」を加える。

第三十八条第一項中「規約」の下に、「共済規程、信託規程」を加え、同条第二項第四号中「払込済の出資」を「払込済みの出資」に改める。

第四十条第二項中「若しくは共済規程」を、「共済規程若しくは信託規程」に改める。

第四十四条第一項第二号中「及び

共済規程」を「共済規程及び信託規程」に改める。

第四十八條第六項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十六條第二項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「他の組合員（准組合員を除く。）」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

第四十八條に次の一項を加える。

総代会においては、前項の規定にかかわらず、役員を選挙又は選任及び総代の選挙並びに定款の変更、解散及び合併の決議をすることができない。

第五十二條第二項を次のように改める。

剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分額の割合に依じ、又は年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。

第五十八條第六項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、第十六條第二項後段の規定を準用する。

第六十四條第四項中「組合員（准組合員を除く。）」を「第十二條第一項第一号の規定による組合員に」、「組合員（准組合員を除く。）が一人を」同条第二項第一号の規定による組合員が二人未満に改める。

第六十六條第一項中「組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は会員たる組合員」を「農業協同組合にあつては第十二條第一項第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員たる組合員」に改め、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による理事の選任については、第三十條第十項本文の規定を準用する。

第七十三條を第七十二條の二とし、同条の次に次の一章を加える。

第二章の二 農事組合法人
第七十二條の三 農事組合法人は、その組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする。

第七十二條の四 農事組合法人は、その名称中に農事組合法人という文字を用いなければならない。

農事組合法人でない者は、その名称中に農事組合法人という文字を用いてはならない。

第七十二條の五 農事組合法人は、法人とする。

第七十二條の六 農事組合法人（法人税法第九條第七項の規定の適用を受けるものに限る。）の所得のうち、組合員のその事業の利用分額の割合又は組合員がその事業に従事した程度に応じて当該農事組合法人が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該農事組合法人には、租税を課さない。

第七十二條の七 農事組合法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十二條の八 農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。
一 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
二 農業の経営（これとあわせ行なう林業の経営を含む。）
三 前二号の事業に附帯する事業
組合員に出資をさせない農事組合法人（以下非出資農事組合法人という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第二号の事業を行なうことができる。

第七十二條の九 前条第一項第二号の事業を行なう農事組合法人の当該事業に常時従事する者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外のものの数は、その常時従事する者の数の五分の一をこえてはならない。

第七十二條の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、農民で定款で定めるものとする。

第七十二條の十一 農事組合法人の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資農事組合法人の定款には、第一号の事項のうち第二十八條第一項第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

一 第二十八條第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項
二 役員の数、職務の分担及び任免に関する規定

前項の定款には、第二十八條第三項及び第四項の規定を準用する。

第七十二條の十二 農事組合法人に、役員として理事を置く。

農事組合法人は、定款で定めるところにより、役員として監事を置くことができる。

農事組合法人の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

農事組合法人の理事は、その組合員でなければならない。

農事組合法人の理事は、監事と兼ねてはならない。

第七十二條の十三 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
三 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案

農事組合法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。

第七十二條の十四 次の事項は、農事組合法人の総組合員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 農事組合法人の解散及び合併
三 組合員の除名
第七十二條の十五 組合員に出資をさせる農事組合法人（以下出資農事組合法人という。）は、損失をうめ、第七十三條第二項において準用する第五十一條第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資農事組合法人の事業の利用分額の割合若しくは組合員がその事業に従事した程度に依じ、又は年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。

第七十二條の十六 農事組合法人を設立するには、五人以上の農民が発起人となることを必要とする。

発起人は、共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による理事の選任については、第七十二條の十二第四項の規定を準用する。

農事組合法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十二條の十七 農事組合法人は、第七十三條第四項において準用する第六十四條第一項の規定による場合のほか、組合員が五人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が五人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

農事組合法人は、第七十三條第四項において準用する第六十四條第一項第二号及び第五号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その

旨を行政庁に届け出なければならぬ。

第七十二条の十八 第七十三条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による設立委員の選任については、第七十二条の十四の規定を準用する。

第七十三条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による理事の選任については、第七十二条の十四の規定を準用する。

農事組合法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によつて設立した農事組合法人にあつては、登記簿の謄本及び定款）を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

第七十三条 農事組合法人の組合員には、第十三条、第十四条、第十八条及び第二十一条から第二十七条まで、民法第六十五条第一項及び第二項並びに有限会社法第十四条、第十六条第一項及び第五十四条の規定を準用する。この場合において、第十三条第四項中「第十七条の規定による経費の負担の外」とあるのは「本法に別段の定めがある場合のほか」と、有限会社法第十四条中「第七條第二号及第三号ノ財産」とあるのは「現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産」と、同法第十六條第一項中「前二條」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第一項ニ於テ準用スル有限会社法第十四條」と、同法第五十四條第一項中「第四十九條第一号及第二号ノ財産ノ資本増

加當時」とあるのは「出資農事組合法人ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産ノ出資當時」と、「資本増加ノ決議ニ依リ」とあるのは「当該財産ノ出資ニ付為サレタル定款ノ変更ノ決議ニ依リ変更セラレタル定款」と読み替へるものとする。

農事組合法人の管理には、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十八條、第三十九條、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項から第三項まで、第五十三條及び第五十四條、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條から第五十七條まで及び第五十九條から第六十二条まで並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定を準用する。この場合において、第三十一条の二中「理事」とあるのは「役員」と、第四十七條後段中「農業協同組合法第三十七條第三項」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第二項ニ於テ準用スル民法第六十二條」と、民法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官」とあるのは「行政庁ハ農事組合法人ノ組合員其ノ他利害關係人」と、同法第五十七條中「前条ノ規定」とあるのは「總會ノ決議」と、商法第二百五十四條第三項及び第二百五十八條第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第二項ニ於テ準用スル

同法第三十一条第一項」と読み替へるものとする。

農事組合法人の設立には、第六十二条及び第六十三条第一項の規定を準用する。この場合において、第六十二条第一項中「第五十九條第一項の認可があつたときは、発起人は」とあるのは、「発起人は、理事を選任したときは」と読み替へるものとする。

農事組合法人の解散及び清算には、第六十四條第一項、第六十五條第一項及び第六十七條、第六十八條、第六十九條第一項並びに第七十條から第七十二條の二までの規定を準用する。この場合において、第七十二条の二後段中「農業協同組合法第六十九條」とあるのは、「農業協同組合法第七十三條第四項ニ於テ準用スル同法第六十九條第一項」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十五第三項中「この場合において」の下に、「第十六條第二項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（準組合員を除く）」とあるのは、都道府県中央会の總會にあつては他の正会員（第七十三條の二十二第二項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の總會にあつては、正会員たる組合の理事、全国中央会の總會にあつては正会員たる組合の理事又は都道府県中央会の会長」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」とを加える。

第七十四條第一項中「組合の設立」を「組合又は農事組合法人の設立」に改め、「出資組合」を「非出資農事組

合法人にあつては発起人が役員を選任した日から、出資組合又は出資農事組合法人」に改め、同条第二項中「組合の設立」を「組合又は農事組合法人の設立」に改め、「出資組合」の下に「又は出資農事組合法人」を加え、「払い込んだ出資」を「払込済みの出資」に改め、同条第五項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第七十五條第一項及び第七十六條第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第七十七條第二項中「払い込んだ出資」を「払込済みの出資」に改める。

第七十八條中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第七十九條中「組合が合併をしたときは」を「組合又は農事組合法人が合併する場合において、合併に必要な行為を終つたときは」に改め、「存続する組合」の下に「又は農事組合法人」を、「消滅する組合」の下に「又は農事組合法人」を加え、「設立した組合」を「設立する組合又は農事組合法人」に改める。

第八十一条中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第八十二条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二項中「農業協同組合連合会登記簿」の下に「農事組合法人登記簿」を加える。

第八十三条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「出資組合」の下に「又は出資農事組合法人」を、「第六十五條第四項」の下に「（第七十三條第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十五条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「出資組合」の下に「若しくは出資農事組合法人」を、「第六十五條第四項」の下に「（第七十三條第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三條第二項」を加える。

第八十六条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「組合」の下に「又は農事組合法人」を加える。

第八十七條第一項中「消滅した組合」を「消滅する組合又は農事組合法人」に改める。

第八十九條第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二項中「第七十三條の三十第三項」を「第七十三條第四項及び第七十三條の三十第三項」に改める。

第九十二条中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第九十三条中「組合」の下に「農事組合法人」を、「当該組合」の下に「農事組合法人」を加え、「若しくは共済規程」を「共済規定若しくは信託規程」に、「中央会にあつては、会員。以下本章において同じ。」を「組合にあつては組合員又は役員、農事組合法人にあつては組合員、中央会にあつては会員をいう。以下同じ。」に改める。

第九十四条第一項中「若しくは共済規程」を「共済規程若しくは信託規程」に改め、同条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、「若しくは共済規程」を「共済規程若しくは信託規程」に改め、「当

該組合の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第九十四条の二第一項中「若しくは共済規程」を「共済規程若しくは信託規程」に改める。

第九十五条第一項中「当該組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、「若しくは共済規程」を「共済規程若しくは信託規程」に改め、同条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「共済規程」の下に「又は信託規程」を、「第十條の二第一項の下に」又は第十條の六第一項を加える。

第九十五条の二中「当該組合」の下に「又は農事組合法人」を加え、同条第一号及び第三号中「組合」の下に「又は農事組合法人」を加える。

第九十五条の三第一項中「当該組合」の下に「又は農事組合法人」を加える。

第九十六条中「總會」を「組合又は中央会の總會」に改める。

第九十八條第一項中「第六十八條」の下に「(第七十三條第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「中央会及び」を「中央会並びに」に改め、「組合」の下に「及び農事組合法人」を加える。

第一百条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第一百一条各号列記以外の部分及び同条第一号中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十條の六第一項の規定に違反したとき。

七十三條の十三に改め、同条第六号中「の規定」を「又は第七十二條の十二第五項の規定」に改め、同条第八号中「これらの規定」の下に「第七十三條第二項及び」を加え、同条第九号中「第六十五條第四項」の下に「第七十三條第四項において準用する場合を含む。及び第七十三條第二項」を、「出資組合」の下に「若しくは出資農事組合法人」を加え、同条第十号中「第五十一條又は第五十二條」を「第五十一條から第五十三條まで(第七十三條第二項において準用する場合を含む。若しくは第四項、第五十二條又は第七十二條の十五)に改め、同条第十一号中「第五十四條」の下に「(第七十三條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十二号中「第六十四條第四項」の下に「第七十二條の十三第二項、第七十二條の十六第四項、第七十二條の十七第二項又は第七十二條の十八第三項」を加え、同条第十三号中「これらの規定」の下に「第七十三條第四項及び」を加え、同条第十四号中「第七十三條の三十」を「第七十三條第四項及び第七十三條の三十」に改め、「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第十五号から第十七号までの規定中「第七十三條」を「第七十二條の二(第七十三條第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

第七十二條の二「第四條第二項」の下に「第七十二條の四第二項」を加える。

附則 1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に農事組合法人という文字を用いている者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならぬ。

3 改正後の農業協同組合法第七十二條の四第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。

5 印紙税法(明治三十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

6 第五條第六号中「若ハ商工組合連合会」を「商工組合連合会若ハ農事組合法人」に改める。

7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八號)の一部を次のように改正する。

8 第九條第七項中「農業協同組合連合会」の下に「農事組合法人(農業協同組合法第七十二條の八第一項第二号の事業を行なう農事組合法人である事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)」を加える。

第九條の三「農業生産組合」を「農事組合法人、漁業生産組合」に改める。

7 土地改良法(昭和二十四年法律

第百九十五號)の一部を次のように改正する。

第九十四條の八第三項ただし書中「農事協同組合」の下に「農事組合法人」を加える。

8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十二第四項第一号中「及び農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会及び農事組合法人(農業協同組合法第七十二條の八第一項第二号の事業を行なう農事組合法人である事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)」に改める。

理由 最近における農業事情その他の事情の推移にかんがみ、農業構造の改善に資するため、農民の共同の利益の増進を図ることを目的とする法人として農事組合法人の制度を設けるとともに、農業協同組合が農地等の貸付け及び充渡しにつき信託の引受けの事業を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○河野國務大臣 農地法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農地法は、農村における民主化の促進、農業生産力の増進、農民の経済的地位の向上をはかることを目的として行なわれた農地改革の成果の維持の役割を果たしているものであることは言うまでもありません。ところで、近時、わが国経済の発展の過程において農業とそれを取り巻く諸条件とは著しい変化が生じてきております。この変化に対応して、農業が産業経済の重要な一部門として他産業に遅れをとらないように生産性を向上し得るようにならなければならない。農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営み得るようにならなければならない。農業基本法に掲げましたような諸般の施策を総合的に進めて参ることが必要と考えるのであります。農地保有の合理化と農業経営の近代化とはかかることが緊要であると存するのであります。

むしろ、農地保有の合理化と農業経営の近代化という構造改善への道は必ずしも容易なものではないと存じます。しかしながら、近時、農業技術水準の向上が見られ、他方労働力需要の増大の傾向が現われ、構造改善の可能性も生じているのであります。法人組織により農業経営を行なうとすること等も、農業経営の合理化、近代化に対する農業者の意欲の現われであると考えられるのであります。

従いまして、この際、農地制度につきましても、農地改革以来十余年の施策の成果を維持し、これとの調和を保ちながら、諸般の施策と相待ちまして、農地保有の合理化と農業経営の近代化に資するような法制的措置を講ずべきものと考える次第であります。

すなわち、農地法は、農地改革の成果を維持することを主眼といたしまして、農地等の権利移動の統制をし、小作地等の所有制限をし、その他小作関係

係の調整をいたしておりますが、この基本趣旨をそこなうことのないような配慮のもとに、家族農業経営がその経営規模を拡大しようとする場合、あるいは家族農業経営の補完と発展に資するため一定の要件を備える法人組織により農業経営を行なうとする場合、あるいは農業協同組合が農地等の信託を引き受けてその農地等の有効利用をはかり、農業経営の改善に寄与しようとする場合等に必要なる農地等の権利移動をこの際容易にしたいと思ふのであります。このような趣旨から政府はさきの通常国会に農地法の一部を改正する法律案を提出したのであります。審議未了となりましたので、今回これと同一の趣旨のこの法律案を提出した次第であります。

次に法案の要点につきまして御説明いたします。

第一は、家族農業経営に關しまして農地等の権利取得の最高面積制限を緩和することであり、すなわち、現行法のもとにおいては、農地等の取得は、取得後の経営面積が、農地は内地平均三町歩、採草放牧地は内地平均五町歩になるように各都道府県別に定めた制限面積をこえることとなる場合は、原則として許可できないこととなつてゐるのであります。最近の農業技術の発展、農業就業人口の減少の動向にかんがみまして、経営規模の拡大をより容易にするため、この際、農地等の取得後の経営面積がこの制限面積をこえる場合であっても、農地等の権利を取得しようとする者がその取得後において主としてその自家努力に

よつて効率的に経営することができると認められるときは、許可できることを原則とするように改正することとしております。

第二は、個々の家族農業経営の規模の拡大ではなく、これらが共同して規模の拡大ないし資本裝備の高度化の経済成果をあげるため、法人組織により農業経営を行なうとする場合の農地等の権利取得につきまして規定を整備することであり、

まず、農業経営を目的とする法人の農地等の権利の取得については、家族農業経営を補完するものとしての協業化を助長する趣旨のもとに、農業協同組合法の改正により設立されることとしております農事組合法人のほか、合名会社、合資会社または有限会社であつて、農業の共同経営体としてふさわしい要件を備えるものに限る、農地法上の所要の改正を行なうこととした。すなわち、このような農業生産法人につきましては、最高面積の制限を設けないこととし、その常時従事者たる構成員に限って在村地主の保有限度をこえた貸付け、創設農地等の貸付け、または借受け小作地等の転貸を認めることとしております。なお、農業生産法人につきましては、所有権、賃借権等の取得を認めることとしなして

おります。

次に、農業生産法人がその要件を欠くに至りました場合または農業生産法人の常時従事者たる構成員が構成員でなくなつた場合の措置でございますが、農業生産法人がその要件を欠くに至りました場合には、一定期間内にその要件を満たすための措置を講じさせ、なお要件を満たさない場合には、

その法人が所有する農地等は他に譲渡させ、その法人の借りてゐる農地等は返還させることとし、この場合の賃貸借の解約等につきましては、これを許可することとしております。なお、一定期間を過ぎてもなお所有または貸付けのままで残つております農地等は国が買取することとしております。一方、農業生産法人の常時従事者たる構成員が法人から脱退した場合や常時従事することをやめた場合におきまして、在村地主の保有限度をこえる貸付け小作地等や創設農地等が依然としてその法人に貸し付けられたまま残つておりますときは、一定期間内にその小作地等または創設農地等をその法人に譲渡するか、または返還を受けさせることとし、その期間を過ぎてもなお貸付けのままで残つております農地等は国が買取することとしております。なお、貸付けのままで残つております農地等は、構成員が法人から脱退し、主として自家努力で農業経営を行なうとする場合の賃貸借の解約等につきまして、これを許可することとしております。

第三に、農業協同組合法の改正により、新たに農業協同組合が農地等の貸付けまたは売却しにかかる信託の事業を行なう道を開くこととしたしてありますが、これを円滑に行ない得るよう、信託の引受けと信託の終了の際の農地等の権利移動については許可を要しないこととしております。さきにも申し述べましたように、この制度の活用により、農地等の有効利用とさらに家族経営の健全な発達、自立経営の育成、農業経営の協業化に寄与するような農地移動がはかられることを期待しているわけであり、

以上がこの法案のおもな内容でございますが、なお、この際法の改正を行なうこととしております。すなわち、現在自作農創設特別措置特別会計に所属する土地等で作農創設または土地の農業上の利用の増進という買取目的を喪失したものの旧所有者への売払い、現行法では所有者一代限りとなつておりますが、これらの一般承継人に対してもこの売払いを行なうことが現行法の趣旨を生かすゆゑであると存じますので、この際この売払いの対象を旧所有者の一般承継人にまで拡大することとしたしてあります。

なお、以上の農地法の改正に伴ひまして、土地改良区の組合員である法人の業務を執行する役員を土地改良区または土地改良区連合の役員に選ぶことができるようになり、農業生産法人の構成員に農業委員会の委員の選挙資格を与へ、また、農業生産法人が都道府県知事より果樹園経営計画の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫から所要の融資を受け得るよう、附則で関係法律の規定を整備することとしてあります。

農地法の一部を改正する法律案の内容は、おおよそ以上通りでございます。容は、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいようお願い申し上げます。

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

さきに成立いたしました農業基本法におきましては、農業構造の改善をはかるため、農業生産行程についての協業の助長、農地等についての権利の設定または移転の円滑化をはかること等を要請してゐるのであります。この農業基本法の要請に沿ひ、その

趣旨の実現をはかることと、あわせて農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務の運営につき整備措置を講じようとするのが、この法律案を提出いたしました理由であります。

なお、この法律案は、第三十八国会に提案いたしました同一の題名の法案と関連を持つものであります。前回の法案の内容をその後検討いたし、農村の実態に即応せしめつつその目的を達成するために、これをかなり修正いたしまして、ここに新たな法律案として提案いたしました次第であります。

次に法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農事組合法人についてであります。農村の実態に即応し、農民の共同の利益の増進をはかるため、農民の育成をはかり、これらのものが農業経営及び共同利用施設等の事業を行なう場合には、農事組合法人として法人格を取得し得る道を開いて、農業生産についての協業を助長するために必要な措置を講ずることとしたのであります。

この農事組合法人は、共同利用施設、農作業の共同化に關する事業または農業経営を行なう協同組織であります。また、農事組合の禁止、剰余金配当方法の制限等必要な制限を設け、すなわち、その設立、管理等を極力簡素化し、組合員相互間の緊密な結合による業務の円滑な運営を期待してあります。

なお、この農事組合法人に關連しまして、別に提案しております農地法の一部を改正する法律案に所要の規定を設けてあります。

第二に、農地等の信託の引受けの事業でございますが、農業の近代化のためには、農地についての権利移転が自立経営の育成、協業の助長等農業構造の改善に資するよう行なわれることが必要であります。そこで、農地法の基本理念を堅持しながら、農業構造の改善に寄与し得るよう、農地の権利移転について農地法の規制を緩和して参りますために、農民の自主的な協同組織としての農業協同組合が農地等の貸付け及び売渡しを目的とする信託の引受けの事業を行なう道を新たに開くことといたしました。また、農業協同組合が信託を引き受けた農地等の貸し付けまたは売り渡す場合には、組合員等の農業経営の改善に資することとなるよう配意してしなければならぬものとしたしますとともに、その他所要の規定を設け、その事業の健全かつ円滑な運営を確保することとしております。

以上の措置に加えて、農事組合法人等農民の共同の利益を増進することを目的とする団体が農業協同組合の一員となり得るようになることがその育成上適当であるとの趣旨のもとに、これらの団体について農業協同組合の組合員資格を明定する等組合員資格につき整備するほか、員外利用制限の緩和、剰余金配当方法の改善、総会における議決権及び選挙権の代理行使等の制限の緩和等の措置を講ずることとしておりますが、これらは、いずれも、最近における農業事情その他の事情の推移に対処し、農業協同組合組織の機能を強化し、その事業の健全な運営を確保するための措置であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に

御審議の上すみやかに御可決下さいませうお願いいたします。

○野原委員長 次に、芳賀貢君外十一名提出、畜産物価格安定法案、芳賀貢君外十一名提出、飼料需給安定法の一部を改正する法律案、及び、芳賀貢君外十一名提出、農産物価格安定法の一部を改正する法律案を議題として、まず提出者に提案理由の説明を求めます。芳賀貢君。

畜産物価格安定法案 畜産物価格安定法

(目的)

第一条 この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図ることににより、畜産の健全な発達と農民所得の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生乳」とは、しばつたまの牛乳であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

2 この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、練乳その他政令で定める乳製品であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

3 この法律において「指定食肉」とは、豚肉その他政令で定める家畜の肉であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

(需給計画)

第三条 農林大臣は、毎年度、当該年度の開始の日から一箇月前までに、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、政令で定めるところにより、次の需給計画を定める。

一 生乳、飲用牛乳及び指定乳製品の需給計画

二 指定食肉の需給計画

三 鶏卵の需給計画

四 前項の需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 前年度からの繰越数量

二 生産見込数量及び輸入見込数量

三 国内消費見込数量

四 政府買入見込数量

五 輸出見込数量

六 翌年度への繰越在庫見込数量

七 その他農林省令で定める事項

3 農林大臣は、第一項の規定により需給計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 農林大臣は、第一項の需給計画を定める基礎となつた事情と異なる事情が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、第一項の需給計画を変更することができる。

5 農林大臣は、前項の規定により第一項の需給計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を告示しなければならない。

(基準価格)

第四条 農林大臣は、毎年度、当該年度の開始の日から一箇月前までに、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、次の基準価格を定める。

一 生乳の基準価格

二 飲用牛乳の基準価格

三 指定乳製品の基準価格

四 指定食肉の基準価格

五 鶏卵の基準価格

2 生乳、指定食肉又は鶏卵の基準価格は、政令で定めるところにより、生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳、指定食肉又は鶏卵の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

3 この場合において、生産費に含まれる自家労働の価額は、他産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならぬ。

3 飲用牛乳又は指定乳製品の基準価格は、政令で定めるところにより、生乳の基準価格に処理又は加工に要する費用等を加えて定めるものとする。

4 前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

(基準価格の改定)

第五条 農林大臣は、物価その他の経済事情に変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、前条の基準価格を改定することができる。

2 第三条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(生乳の価格に関する勸告)

第六条 農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者(酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ)が生乳の基準価格に達しない価格で生乳を買入れ、又は買入れられるおそれがあると認めるとき

は、当該乳業者に対し、その価格を少なくともその基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告するものとする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第七条 生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつて法人で農林省令で定めるもの(以下「生乳生産者団体」という。)は、生乳の価格をその基準価格まで引き上げ、又は生乳の価格がその基準価格を下ることを防止するため、毎年度、当該年度の開始の日までにその構成員の生産する生乳を原料とする指定乳製品の生産(他に委託する生産を含む)、保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

2 乳業者、乳業者が組織する中小企業等協同組合又は乳業者たる農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が直接若しくは間接の構成員となつている農業協同組合連合会(以下これを「乳業者等」という。)は、指定乳製品の価格をその基準価格まで引き上げ、又は指定乳製品の価格がその基準価格を下ることを防止するため、毎年度、当該年度の開始の日までにその者又はその構成員の生産する指定乳製品の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

3 指定食肉に係る家畜の生産者が

直接若しくは間接の構成員となつてゐる法人で農林省令で定めるもの（以下「指定食肉生産者団体」という。）又は鶏卵の生産者が直接若しくは間接の構成員となつてゐる法人で農林省令で定めるもの（以下「鶏卵生産者団体」という。）は、指定食肉若しくは鶏卵の価格をその基準価格まで引き上げ、又は指定食肉若しくは鶏卵の価格がその基準価格を下ることを防止するため、毎年度、当該年度の開始の日までにその構成員の生産する家畜（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉又は鶏卵の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

4 農林大臣は、前三項の計画が農林省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

第八条 生乳生産者団体、乳業者等、指定食肉生産者団体又は鶏卵生産者団体は、前条第一項、第二項又は第三項の認定を受けた計画を定める基礎となつた事情と異なる事情が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、農林大臣の認定を受けて当該計画を変更することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の認定について準用する。

第九条 農林大臣は、第七条第一項、第二項又は第三項の認定をした計画の実施により、生乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵の時価がそれぞれの基準価格をこえて騰

貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、生乳生産者団体、乳業者等、指定食肉生産者団体又は鶏卵生産者団体に対し、当該計画の変更を命ずることができる。（指定乳製品の生産の委託に応ずべき旨の命令）

第十条 農林大臣は、生乳生産者団体が第七条第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において、当該計画に係る乳業者が正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。（政府の買入れ）

第十一条 政府は、第一条の目的を達成するため、政令で定めるところにより、第七条第一項又は第三項の計画につき同条第一項又は第三項の認定を受けた生乳生産者団体又は指定食肉生産者団体の売渡しの申込みにより、当該計画に係る指定乳製品又は指定食肉をその基準価格に金利、保管料等に相当する額を加算した価額で買入れるものとする。（政府の売渡し）

第十二条 政府は、前条又は第十四条第二項の規定により買入れた指定乳製品又は指定食肉をその需給事情を勘案し、指定乳製品又は指定食肉の時価がその基準価格の水準において安定するように売り渡すものとする。

2 前項の規定による売渡しは、一

般競争入札の方法によるものとする。ただし、学校給食その他政令で定める特定の用途に供するため売り渡す場合には、随意契約その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の規定により売り渡す場合における売渡価格は、政令で定めるところにより、時価よりも低い価格とすることができる。（交換）

第十三条 政府は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。（乳製品又は食肉の輸入）

第十四条 乳製品（政令で定めるところに限る。以下次項及び次条において同じ。）又は食肉（政令で定めるところに限る。以下次項及び次条において同じ。）の輸入は、政令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けなければならない。許可を受けなければならない。許可を受けて乳製品又は食肉の輸入をした者は、政令で定めるところにより、その輸入した乳製品又は食肉を政府に売り渡さなければならない。

3 前項の場合における政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、農林大臣が定める。

（飲用牛乳の価格に関する勧告）第十五条 農林大臣又は都道府県知事は、飲用牛乳の時価がその基準価格をこえて著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、飲用牛乳に係る乳業者等に対し、政令で定めるところにより、飲用牛乳の時価がその基準価格の水準において安定するようにするため、必要な勧告をするものとする。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。（生乳生産者団体等に対する助成措置）

第十六条 政府は、第七条第一項、第二項又は第三項の規定により、指定乳製品の生産、保管若しくは販売に関する計画、指定乳製品の保管若しくは販売に関する計画、指定食肉の保管若しくは販売に関する計画又は鶏卵の保管若しくは販売に関する計画について農林大臣の認定を受けた生乳生産者団体、乳業者等、指定食肉生産者団体又は鶏卵生産者団体に対し、政令で定めるところにより、当該計画の実施に要する経費について助成を行なうものとする。（報告の徴収等）

第十七条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、生乳生産者団体、乳業者等、指定食肉生産者団体、鶏卵生産者団体又は乳製品若しくは食肉の輸入業者から必要な事項の報告を徴し、又はその職員にこれらの者の事務所、事業所、倉庫等に立ち入ら

せ、帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（畜産物価格安定審議会）

第十八条 農林省に畜産物価格安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵の需給の安定、流通の改善、消費の拡大及び価格の安定に関する重要事項を調査審議する。

学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づいて農林大臣が任命する。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十九条 第十四条第一項又は第二項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第三条、第四条、第七条、第十八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(農林省設置法の一部改正)

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第三十六号の二の次に次の一号を加える。

三十六の三 畜産物価格安定法(昭和三十六年法律第 号)に基づき、主要な畜産物について需給計画及び基準価格を定め、並びに主要な畜産物の買入れ及び売渡しを行なうこと。

第三十四条第一項の表中中央生乳取引調停審議会の項の次に次のように加える。

畜産物価格安定審議会—畜産物価格安定法の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

(酪農振興法の一部改正)
3 酪農振興法の一部を次のように改正する。
目次中「国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置(第二十四条の三)」に、「第二十四条の五」を「第二十四条の四」に改める。

第三章の二の章名中「増進等」を「増進」に改める。
第二十四条の四を削り、第二十四条の五第一項中「第二十四条の三」を「及び第二十四条の三」に改め、「及び前条第一項の乳製品

の保管計画の実施」を削り、同条を第二十四条の四とする。

理由

畜産の健全な発達と農民所得の向上に資するため、主要な畜産物について、基準価格を設定し、生産、保管又は販売を計画的に行なわせ並びに政府がこれを買い入れ及び売り渡す等の措置を講ずることにより、主要な畜産物の価格の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、昭和三十一年度約四十九億八千二百万円の見込みである。

飼料需給安定法の一部を改正する法律案
飼料需給安定法の一部を改正する法律

飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「売渡を行うこと」の下に「政府の所有に係る小麦の売渡について条件を附すること等」を加える。

第二条中「とうもろこし」の下に「大豆油かす、大豆」を加える。
第三条中「輸入飼料の買入、保管及び売渡」を「飼料の需給及び価格の安定」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、飼料需給計画を定め、又は変更しようとするとき

は、飼料需給安定審議会にはからなければならぬ。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による輸入飼料の売渡は、養畜を行なう者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「実需者団体」という。)に対し行なうものとする。

第五条第三項中「国内の」の下に「畜産物及び」を加える。
第七条の見出しを「政府所有小麦の売渡に関する措置」に改め、同条第一項中「国内の飼料の需給が逼迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、飼料需給安定審議会にはから、」を「飼料需給計画を実施するため、」に改める。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の規定によりふすまの価格を制限する場合には、政令で定めるところにより、小麦の売渡価格、小麦の製粉の費用、小麦粉及びふすまの市価その他の経済事情を参しやくし、その価格の最高限度を定めてするものとする。

第七条の次に次の一条を加える。
(政府所有小麦等の売渡)
第七条の二 政府は、国内の飼料の需給が逼迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、飼料需給安定審議会にはから、実需者団体に対し、その所有に係る小麦又ははだか麦を、それらの原価にかかわらず、国内の畜産物及び飼料の市価その他の経済事情を参しやくし、畜産業の経営を安定せしめることを旨として定める価格で売り渡すことができる。

2 第六条の規定は、前項の規定により小麦又ははだか麦の売渡しをする場合につき準用する。
第八条中「輸入飼料を売り渡したとき」の下に「前条第一項の規定により小麦若しくははだか麦を売り渡したとき」を加え、「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、「売り渡した輸入飼料」の下に「小麦若しくははだか麦」を加える。

第九条第一項中「加工業者」の下に「第七条の二第一項の規定による小麦若しくははだか麦の売渡を受けた者」を加え、「輸入飼料又は」を「輸入飼料、政府の売渡に係る小麦若しくははだか麦又は」に改める。
第十条第四項中「農林大臣及び」を削り、「三十人」を「二十人」に改める。

第十条第五項第三号及び第四号を次のように改める。
三 飼料に関し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命した者
四 実需者団体を代表する者のうちから農林大臣が任命した者
五 輸入飼料の輸入業者又は飼料の生産者を代表する者のうちから農林大臣が任命した者
三人以内
六人以内

整備、飼料価格の割高、畜産物価格の不安定及び家畜畜産物の消費流通機構の未整備等の現状は何人の眼にも明らかであり、さらに、最近においては、水産会社等の巨大資本の畜産部門への進出により、豚小作、鶏小作等、生産農民に対する新たな取奪が懸念されるに至っているであります。しこうして、これらの畜産の振興を最も阻害している要因は、流通飼料の価格の割高と畜産物価格の割安という事態であります。たとえば、昨年来の豚肉の大量騰にもかわらず生産農民は何らその恩恵にあずからず、かえって、昨秋以降の飼料の大暴騰によって、生産費をすら割る始末であったのであります。かくて、今日飼料及び畜産物の価格の安定対策こそ最も早急に解決すべき課題と申さねばなりません。

しかるに、前国会に制定を見た政府提出の農業基本法中において畜産業は選択的拡大の対象とされておるにもかかわらず、これを裏づける具体的施策の面においては何ら有効適切な措置が講ぜられておらないのであります。畜産振興のかけ声はまだから念仏の域を出ていないと断ぜざるを得ないのであります。政府は、前国会にわずかに畜産物の価格安定等に関する法律案を提案しましたが、審議未了となり、今国会に再び若干の訂正を加えた法案を提出して参りました。われわれ社会党といいたしましては、政府案を慎重に再検討いたしましたところ、遺憾ながら、今回の政府案をもつても、畜産の飛躍的な発展と畜産経営の安定とははかる上の抜本対策とはなりがたいとの結論に達したのであります。すなわち、政府案によれば、畜産振興事業団を設

け、この事業団が農林大臣の定める畜産物について安定価格による買入れ及び売渡しを行なうこととされているのであります。この案の致命的欠陥としては、まず第一に、買入れの低位価格の算定基準が不明確であり、生産農民の生産費及び所得を補償することとなっていないこととあります。農林省の予算の示すところを見ますと、三十六年度の買入れ予算単価は、指定乳製品の生乳換算一升当たり価格四十四円、豚肉一キロ当たり二百十五円、三十七年度要求予算では、指定乳製品四十六円八十銭、豚肉二百三十五円となっております。農林省調査による三十六年度の生乳生産費五十五円二十六銭、全国農協中央会の算出による三十六年度の七十四円二十七銭より著しく低いのであります。また、豚肉一キロ当たり全国農協中央会の三十六年度の調査による三百八十九円五銭よりきわめて低いものとなっているのであります。

第二に、買入れ方法等が不明確であり、予算規模のいかんによって、銘柄規格等を通じて買入れを不当に規制されるおそれがあることとあります。第三に、輸入の規制が弱いこととあります。第四に、生産者団体に対する自主調整保管等の施設の拡充措置が何ら講ぜられていないこととあります。従って、わが日本社会党といいたしましては、この際、畜産の飛躍的な振興を期する上に、その抜本的な措置を講ずべく、畜産物の価格は生産費及び所得を規制して農民に安価な供給を確保し、取引の適正化のために卸売市場を国の管理下に置き、国はその責任において総合的な施策を講ずるに必要なる

算等の確保をはかること等、わが党が年来主張しております畜産振興のための基本政策の線にのっとり、ここに畜産物価格安定法案を提出することとした次第であります。

なお、畜産物の価格の安定をはかるために、価格が基準価格より低落する場合、国が生産農民の組織する農業協同組合等から直接畜産物を買入れ、また売渡しを行なうため、国に畜産物価格安定特別会計を設けることとし、本案と表裏の関係において別途特別会計法案を提出いたすこととしております。また、流通飼料の需給及び価格の安定を期するために、これまた前国会において審議未了となった同一趣旨の飼料需給価格安定法の一部を改正する法律案を提案いたすことを付言しておきます。

以下本案の内容について申し上げます。

まず第一に、この法律は、主要な畜産物の価格の安定をはかることにより、畜産の健全な発達と農民所得の向上に資することを目的といたしております。

第二に、農林大臣は、毎年度、年度開始の日の一カ月前までに、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、生乳、飲用牛乳及び指定乳製品、指定食肉並びに鶏卵について、前年度からの繰越し数量、生産見込み数量または輸入見込み数量、国内消費見込み数量、政府買入れ見込み数量、輸出見込み数量、翌年度への繰越し在庫見込み数量等を内容とする需給計画を定め、これを告示することとし、毎年度この法律の対象となる畜産物の需給の動向を把握し、これを公表することといたしております。

第三に、農林大臣は、毎年度、年度開始の日の一カ月前までに、畜産物価格安定審議会の意見を聞いて、生乳、飲用牛乳、指定乳製品、指定食肉及び鶏卵についての基準価格を定め、そのうち、生乳、指定食肉または鶏卵の基準価格は、生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳、指定食肉または鶏卵の再生産を確保することを旨として定めることとし、この場合、生産費に含まれる自家労働の価額は、他産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならぬこととし、もつて、生産費及び所得補償の原則を打ち出しているのであります。なお、飲用牛乳または指定乳製品の基準価格は、生乳の基準価格に処理または加工に要する費用等を加えて定めるところとしております。

また、乳業者が、生乳の基準価格に達しない価格で生乳を買入れ、または買入れられるおそれのあるときは、農林大臣または都道府県知事は、その乳業者に対し、基準価格に達するまで引き上げるべき旨の勧告ができることをも規定しております。

第四に、指定乳製品等の生産等に関する計画についてであります。まず、生乳の生産者が直接または間接の構成員となっている法人で農林省令で定める生乳生産者団体は、生乳の価格をその基準価格まで引き上げ、またはその基準価格の下がることを防止するため、毎年度、年度開始の日までに、その構成員の生産する生乳を原料とする指定乳製品の生産（他に委託する生産を含む、保管または販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができることとしております。次に、乳業者、乳業者が組織する中

小企業協同組合または乳業者たる農協もしくは同連合会が直接もしくは間接の構成員となっている農業協同組合連合会（乳業者等）は、指定乳製品の価格をその基準価格まで引き上げ、またはその基準価格の下がることを防止するため、毎年度、年度開始の日までに、その構成員の生産する生乳を原料とする指定乳製品の生産（他に委託する生産を含む、保管または販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができることとしております。次に、指定食肉にかかるとは間接の構成員となつていて農林省令で定める指定食肉生産者団体または鶏卵生産者団体は、その構成員の生産する家畜にかかるとは間接の構成員となつていて農林省令で定める指定食肉または鶏卵の価格をその基準価格まで引き上げ、またはそれらの基準価格の下がることを防止するため、毎年度、年度開始の日までに、その構成員の生産する家畜にかかるとは間接の構成員となつていて農林省令で定める指定食肉または鶏卵の保管または販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができることとしております。

次に、農林大臣は、右の生乳生産者団体の指定乳製品の生産、保管または販売の計画、乳業者等の指定乳製品の保管または販売計画、指定食肉生産者団体または鶏卵生産者団体の指定食肉または鶏卵の保管または販売の計画が、それぞれ農林省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとしております。

なお、農林大臣は、生乳生産者団体が、指定乳製品の生産、保管または販売の計画を定め、農林大臣の認定を受けて他に委託して、その生産の計画を実施しようとする場合に、当該乳業者

が正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申し出により、その乳業者に對し、その委託に應ずべき旨を命ずることができるとしてあります。

また、政府は、生乳生産者団体等がそれぞれ生産、保管または販売の計画の認定を受けた場合には、それらの団体に對し、その計画の実施に要する経費について必要な助成を行なうことといたしてあります。

第五に、指定乳製品または指定食肉の政府の買入れ、売渡し及び交換についてであります。まず、政府の買入れは、生乳生産者団体がその構成員の生産する生乳を原料とする指定乳製品の生産、保管または販売の計画並びに指定食肉にかかる家畜の指定食肉生産者団体の構成員の生産する家畜にかかる指定食肉の保管または販売の計画について農林大臣が認定した指定乳製品または指定食肉について、生乳生産者団体または指定食肉生産者団体の売渡しの申し込みにより、それぞれの基準価格に金利、保管料等に相当する額を加算した価格で、かつ、数量につき無制限で買入れることとしてあります。

次に、政府の売渡しについては、政府が買入れもしくは輸入した指定乳製品または指定食肉の売渡しは、これらの需給事情を勘案し、それらの時価がその基準価格の水準において安定するように売渡しするものとしてあります。

なお、政府の売渡しは、一般競争入札の方法によることを原則としてありますが、学校給食その他特定の用途に売り渡す場合には、隨意契約その他の方法によることができ、時価よりも低い

価格で売り渡すことができるものとしてあります。

次に、政府の保管する指定乳製品または指定食肉が品質の低下により損失を生ずるおそれがある場合は、これと同一規格及び数量によって交換することができるとしてあります。

第六に、乳製品または食肉の輸入についてであります。

国内産の生乳、乳製品、指定食肉等の価格を定安せしめるため、これらの輸入には当然制約を加えるべきものでありますので、乳製品または食肉のうち政令で定めるものに限り、これらの輸入は、農林大臣の許可を受けることとし、また、これを輸入した者は、農林大臣が定める価格により全量を政府に売り渡さなければならないこととしてあります。

第七に、飲用牛乳の時価がその基準価格をこえて著しく騰貴し、またはそのおそれのあるときは、農林大臣または都道府県知事は、飲用牛乳にかかる乳業者等に対し、時価が基準価格の水準において安定するため必要な勧告ができることとし、飲用牛乳の消費者を保護することといたしてあります。

第八に、農林大臣は、この法律を施行するために必要があるときは、生乳生産者団体、乳業者等、指定食肉生産者団体、鶏卵生産者団体または乳製品もしくは食肉の輸入業者等から必要な事項の報告を徴し、またはその職員をしてそれらの者の事務所、事業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができることとしてあります。

第九に牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵の需給の安定、流通の改善、消費の拡

大及び価格の安定等に関する重要事項を調査審議し、あわせてこれらについて関係行政庁に建議するため、農林省に畜産物価格安定審議会を設置することといたしてあります。この審議会は、委員十七名で組織し、衆議院議員のうち衆議院の指名した者五人、参議院議員のうち参議院の指名した者三人、生乳生産者団体、乳業者等、指定食肉生産者団体、鶏卵生産者団体等を代表する者六人以内、学識経験のある者三人以内としたし、また、審議会に専門の事項を調査するために専門委員を置くことができることとしてあります。

以上が本法案の提案理由及びその内容であります。何とぞ慎重審議の上御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、飼料需給安定法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

飼料需給安定法は、政府が輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しを行なうことにより、飼料の需給及び価格の安定をはかり、もって畜産の振興に寄与することを目的として、昭和二十八年三月より施行され、その後、昭和三十一年に、政府の保管する輸入飼料について、その品質低下のおそれがある場合、これを買換えまたは交換できることとする一部改正が行なわれ、今日に至っているものであります。本法の基本的な性格は、前述したところにより明らかでありますように、政府が輸入業者の輸入する飼料を買付けすることに よって飼料の国内供給を確保するとともに、売渡しにあたってはその用途、価格、数量、時期、地域等各般の事項にわたって規制を行ない、間接的に国内

内の飼料の需給及び価格の安定をはかることにあるとされ、自來九年前この線に沿って法の運用がなされて参つたのであります。その間、家畜飼養頭数の著しい増加に対応して、需給計画の規模は拡大し、政府の取扱い実績も増大し、昭和三十三年度をとってみますと、第一回の計画に比しおおよそ二倍の数字を示しているものであります。

しかるところ、三十四年頃より、特に鶏、豚、乳牛等の多頭飼育ないしは集団飼育等の動きが急速に高まり、飼料事情はこれに伴って急激に変化して参つたのであります。かくいたしまして、三十五年秋には需給の逼迫は憂慮すべき状態にまで立ち至つたのであります。すなわち、三十六年二月のトシ当たり飼料価格を見ますに、前年同月に比し、トウモロコシを除き、輸入ふすまは二〇%、国内ふすまは六%、脱脂米ぬかは二三%、大豆かすは一般品で三七%、魚かすは五%、穀粉かすは九四%というふうに、いずれもはなはだしい高騰を告げたのであります。政府は、かかる事態に対処すべく、三十五年年度の当初需給計画を大幅に改訂したのであります。これをもちまして、緊急対策を講ずることとなり、三月以降、ふすま、油かす等もとより、食糧として買入れた大・はだか麦の大量放出を行なうこととし、辛うじて当面の非常事態を脱しましたことは、各位のすでに充分御承知のとおりであります。

このように飼料をめぐる非常な混乱を生じた原因は政府の飼料対策の不手ぎわにあることはもちろんであります。

すが、より根本的には、現行の飼料需給安定法が、適切かつ機動的な飼料行政を実施して飼料の需給と価格を安定せしめる上に数々の欠陥を蔵していることを見のがすわけには参らないのであります。すなわち、一、食糧行政と飼料行政との關係につき政府内部にしばしば意見の不一致が生じているのであります。特に食糧として買入れた大麦等を飼料として払い下げる場合の根拠規定が欠けているため、急速な飼料行政を実施する上に少なからざる障害となつてゐること、二、政府が飼料需給計画を策定する場合の前提となる家畜飼養頭数の把握が不十分であり、また、これと関連して、自給飼料、流通飼料ないしは輸入飼料を通ずる飼料需給の見通しが的確でないのみならず、総合的な飼料需給計画の作成の義務が課せられていないこと、三、製粉業者や配合飼料業者等の思惑的な買入あさりにより国内の飼料の価格が不当に上り上げられた場合等において、政府がその対応措置を講ずるための規定が不備であること、四、政府が輸入飼料または政府所有大麦等を売り渡す場合に国内の畜産物の価格とつり合いのとれた価格でこれを行なう配慮に欠けていること、等であります。

わが農業の飛躍的發展を期する上において畜産農業の果たす役割がいよいよ重大となつております。今日、飼料問題の解決は、養畜農民の生命を制する重要条件であり、飼料対策の改善は刻下の急務であると信ずるのであります。

以上の趣旨にかんがみ、前国会に飼料需給安定法の一部を改正する法律案を提出したのであります。遺憾なが

ら審査未了となりましたので、その後、検討を加えた結果、若干の点を加えた同一趣旨の飼料需給安定法の一部を改正する法律を今回再び提出することとした次第であります。

以下本案のおもな内容について申し上げます。

第一点は、現行法による飼料需給計画は、輸入飼料についてのみこれを作成することとなっており、国内飼料を含む総合的な視野のもとに飼料需給計画を作成するように改めたことあります。

第二点は、現行法によれば、飼料の売渡しは、一般競争入札を原則とし、特別の場合に指名競争契約または随意契約の方法によることとせられておりますが、政府の保管する輸入飼料は、本来、実需者団体である農業協同組合または農業協同組合連合会に売り渡し、もって中間利潤を極力排除すべきものでありますので、そのように改正することといたしました。

第三点は、政府の所有にかかる飼料を売り渡す場合の価格は、国内の飼料の市価その他の経済事情を参酌して定めることとなっておりますが、畜産物の価格を第一義的に参酌して決定すべきが当然でありますので、そのように改めたことあります。

第四点は、現行法第七条に規定する「飼料の需給がひつ迫した場合の特例措置」についてありますが、政府がこの条項の発動に逡巡逡巡している間にふすまの価格は暴騰した最近の事例にかんがみまして、政府は、その所有小麦を製粉業者等に売り渡す場合には、一般的に、ふすまの譲渡使用に關し、地域指定、時期指定、価格制限等

を行なうことができることとし、しかも、譲渡価格を制限する場合には、製粉業者等の超過利潤を制約するため、小麦の政府売渡し価格、製粉費用、小麦及びふすまの市価等を参酌して最高価格を決定するように改めたことあります。

第五点は、過般政府が大・はだか麦の緊急払い下げをいたしましたように、飼料の需給が逼迫しました場合に、飼料の需給が大・はだか麦の実需者団体である農業協同組合または農業協同組合連合会に対する売渡しの特例措置に關する根拠規定を新に設けたことあります。

第六点は、飼料需給安定審議会の委員の構成が適当でないのを、これを改めたことあります。すなわち、現行法によれば、審議会の委員は三十人以上をもつて組織し、その会長は農林大臣をもつて充てることになっておりますが、今回、委員は二十人以上とし、会長は委員のうちから互選することと改めました。しかして、委員の構成についてであります。現行法によれば、衆参両議院議員が八名、関係行政機関の職員のうちから農林大臣の任命した者五人以内、飼料に關し学識経験のある者、農業者の団体を代表する者、飼料の消費者を代表する者、その他飼料の關係者のうちから農林大臣の任命した者十七人以内、計三十名以内となっておりますが、今日までの経験により、しばしば飼料業者が有利な運動の場を与える等弊害を起すので、行政機関の職員は全員削除し、また、農林大臣の任命する飼料に關し学識経験のある者のうち

からは三人以内、実需者団体を代表する者のうちからは六人以内、輸入飼料の輸入業者または飼料の生産者を代表する者のうちからは三人以内、それぞれ改めることとしたのであります。さらに、新たに、専門の事項を調査させるために、審議会に専門委員を置くこととしたのであります。

その他、これらの改正に伴い若干の条文整備を行なっております。

以上が本案提出の理由と内容の概要でございます。何とぞ御審議の上すみやかに御可決賜わるよう希望いたします次第であります。

次に、農産物価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農産物価格安定法は、昭和二十八年に制定されて以来、今日まで、米麦に次いで重要な農産物であるイモ類、菜種及び大豆について、生産者団体が行なう自主的な調整販売と相俟つて、これらの農産物等が正常な価格水準から低落することを防止して参り、農業経営の安定をはかる上において相乗の効果を發揮してきたことは疑いのないところであります。なかんずくイモ作農家の経営の安定のために寄与した役割については見るべきものがあつたと存するものであります。

しかしながら、政府は、さきに制定された農業基本法を基礎として、今後、主要な農畜産物につき、その生産の選択的な拡大と縮小を実施して参る過程において、価格政策面ではいづゆる需給均衡価格を中心とする価格形成方式を大幅に取り入れ、また、政府の買入れ、売渡しによる安定制度の運用は、逐次これを縮小し、終局的には廃止する方針のようにかがわれるのであります。そこには、農畜産物の国内自給度を向上せしめつつ、農家所得を引き上げ、他産業との所得格差の均衡化を期するといふ積極的かつ建設的な意欲に欠けてゐるのみならず、他の有利な作物に転換すべく有効適切な技術的、資金的裏づけを持たない大多數の中小農民を切り捨てることによつて農業の資本家的転換をなし遂げようとする政策意図が潜在していると断言してはばからないのであります。その端的な事例は、政府が今回提出された大麥及びはだか麦の生産及び政府買入れに關する特別措置法案と大豆なたね交付金暫定措置法案であります。

特に、大豆なたね交付金暫定措置法案によりますと、現在農安法の対象となつてゐる大豆及び菜種は同法の適用から除外されることと相なるわけでありまして、しかも、この法案は貿易自由化が農家経済へ与える悪影響から大豆、菜種の生産農家を保護することをねらいとしておられるにもかかわらず、實質的には、現在の農安法が保証する最低価格は最高価格にすりかえられておるばかりか、さらにその保証価格は漸次引き下げられていくものと予測されているのであります。かくて、現行のきわめて不満足な農産物価格安定制度はいよいよ大幅な後退を見ることとなるのであつて、さきの国会において政府提出農業基本法の審議にあたりわれわれが指摘した安上がり農政の現実の姿はいかなくここに露呈されて参つたと言わざるを得ないのであります。

われわれは、このような政府の政策に強く反対するのみならず、むしろ農畜産物の価格安定方策の改善強化をはかることこそ、農民の所得向上のため最も重要かつ基礎的な要件であると確信し、さきの第三十八国会においてわが党が提出した農業基本法案におきましては、その第十四条に、「国は、米麦等の管理制度を維持改善し、生産費及び所得補償方式の原則に基づき、主要農畜産物の価格を支持してその安定に努めなければならない」旨を規定したのであります。しかして、この生産費及び所得補償方式による価格支持政策は、米麦はもちろんのこと、さらにその範圍を拡大して、農産物価格安定法の対象農産物や、牛乳、果実、食肉、たばこ等に対しても順次拡充して参る所存であります。そこで、われわれは、わが党の農畜産物価格安定対策の基本性格をせん明した農業基本法案の精神を具體的に展開するため、別途、畜産物価格安定法案、畜産物価格安定特別會計法案を提出するとともに、ここに本改正法案を提出し、農産物価格安定法の対象品目として新たに小豆、インゲン等を加えるとともに、食料特別會計を通ずる農産物価格安定政策を一そう強化して、二重価格制を採用し、また、農産物価格安定審議会の設置をはかること等としたのであります。

以下本改正案の主要な内容について御説明申し上げます。

まず第一に、現行法によつて政府が買入れる対象農産物は、カンシ、なま切りほし、カンシ、穀粉、パレイシ、穀粉、菜種及び大豆の五品目となつておりますが、新たに小豆その他政令で定める豆類を政府買入れの対象に加えることといたしました。しかし

第一類第八号 農林水産委員会議案第九号 昭和三十六年十月十八日

て、政令で定める豆類としては、とりあえずインゲン豆を予定しております。

すなわち、大豆、インゲンは、大豆と同様、北海道が主産地となっておりますが、内地においても広く栽培され、それらの生産額は年間百八十億円にも上り、しかもその八割以上のものが市販され、農家経済ときわめて密接な関係を持つ畑作物であります。しかして、その価格はきわめて不安定でありまして、これら生産農家は絶えず不安な状態に置かれており、かねてからこれら農産物に対する価格安定対策の確立が要望されて参ったのであります。そこで今回これら農産物を農産物価格安定法の対象品目に加え、その価格安定をはかることといたします。

第二に、農産物等の政府買入れ価格は、現行法では、農業バリエーション指数に基づき算出した価格、生産費及び需給事情その他経済事情を参照して算定する建前となっておりますが、生産費及び所得補償方式によりこれを算定するよう規定を改めることといたしました。

第三に、農産物等の売渡し価格についてはでございますが、現行法では、新規の用途または販路に向けるため必要がある場合等の例外的な場合を除き、売渡し価格は買入れ基準価格及び時価を下回ってはならないこととなっておりますのであります。従いまして、現在のところ、この例外規定を適用して、政府手持ちのキャン、澱粉を結晶ブドウ糖用に売却する場合に限り、買入れ基準価格より幾分安くしているものであります。しかしながら、一方においては、政府手持ち澱粉が累増し、他方においては年間四十万トンにも達する水あめ、普通ブドウ糖工業が原料高製品安に悩

み、これらの関連中小企業が危殆に瀕している等の現状において、これら製品の一そう積極的な消費拡大策を推進する必要性が著しく高まっております。また、大豆の輸入の自由化が進行された場合には、国産の大豆及び菜種につきましまして、その生産と需給の現状より判断して、当然政府による相当量の買入れ及び売渡しが行なわれざるを得ない事態に立ち至るものと推測せられますので、今後は、これらの農産物については二重価格制を採用することとし、政府が買入れ基準価格を下回って売却しても差しつかえないよう規定の改正を行なうこととしたのであります。

第四に、農林省に新たに農産物価格安定審議会を設置することとしたのであります。すなわち、農産物価格安定法運用上の最も重要な事項の一つは、農産物等の買入れ数量及び価格を決定する機構であります。現行法の規定によりましまして、政府が生産者団体の意見を聴取し、それを尊重して決定するという仕組みと相なっております。これは御承知の通りであります。しかして、米麦の価格決定にあたりましては、農林大臣は米価審議会に諮った上でその決定が行なわれておりまして、この点に關しては、イモ類、菜種、大豆は、米麦に準ずる重要農産物でありながら、生産、流通、消費の各方面の關係者あるいは学識経験者等の意見を徴する機構に欠け、単に生産者団体の意見だけを聴取してその決定を行なうこととしたのであります。これは、行政上全く片手落ちな措置と申しても過言でないと思つております。これに鑑み、この際、農林大臣の諮問機関と

して、生産者団体のみならず、国会議員及び学識経験者等をも含めて構成される農産物価格安定審議会を設置することとしたのであります。しかし、審議会は、農林大臣の諮問に應じ、農産物等の需給の安定、流通の改善、消費の拡大及び価格の安定に關する重要事項を調査審議するとともに、必要に應じ、以上の事項について関係行政庁に建議することができると等としております。

なお、専門の事項を調査するため、審議会に専門委員を置くことができることとし、専門委員は、学識経験のある者のうちから審議会の推薦に基づいて農林大臣が任命することとしたのであります。

最後に、附則において、この法律は公布の日から施行すること、その他農林省設置法に所要の改正を加えることとしたのであります。

以上が農産物価格安定法の一部を改正する法律案の提案の理由とおもな内容であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決下さるよう希望する次第であります。

○野原委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○野原委員長 次に、農業近代化資金助成法案、農業信用基金協会法案及び農林中央金庫法の一部を改正する法律案を一括議題として、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。橋崎弥之助君。

○橋崎委員 私は新米でして、初めて実力者の農林大臣に御質問をする光栄

に浴したわけです。一つ親切に教えてもらいたいと思うのです。

まず第一に、私は、今提出されております農業近代化資金の今後の農業基本法施行上に占める位置づけと申しまうか、そういうものについて以下御質問をいたしたいと思うのです。

そこで、今度の農業近代化資金がはたして今後の農業政策の方向に適合したものであるか、つまり、現在の農業が抱えておるいろいろな諸問題についてそれが適切に適合してゐるかどうかが、そうしますと、現在の農業の諸問題と

は一体どういふところにあるのか、そういう観点から論理的に進めていきたいと思います。結局、現在の農業というものは、池田内閣がとっております高度成長の中の農業ということになってくるわけですね。この点につきましては、衆議院の本院議において、わが党の代表質問の中で、いろいろと、高度成長の

ひずみといひますか、ゆがみについて同僚議員が質問をいたしておりますが、これに對して、池田総理は、この高度成長は誤っていない、ますます続ていくという答弁をしております。従つて、今後の農業というものは、この池田総理の高度成長の中でやはり続ていける。だから、この高度成長の中の農業というものをもう一ぺん浮きぼりにして、特に農林金融と関連があると思はれる問題点について再確認する必要があるのではなからうかと私は思うわけです。

そこで、七月十四日に、三十六年度の年次経済報告書が企画庁から出ておりますが、この白書は政府が出しておるもので、この白書の統計を一応の基礎にして考えますと、高度成長が農業に果たしてきた影響あるいは農業が現在

の高度成長に果たしておる役割というものがこの白書の中ではある程度は浮きぼりにされていると思うわけです。

そこで、私は、まず農業が現在の高度成長政策の中に果たしておる役割を、簡単に白書が指摘しておるところによつてたどりまうと、一つは、やはり農業が低賃金労働の供出の場であるということ。そして、いま一つは、農業が高度成長の市場の場を果たしておること。生産的消費の点においては、御承知の通り、肥料あるいは農薬、農機具、こういうものの消費が非常に増してゐる。農機具のごときは前年度よりも三〇%も増してゐる。こういう生産的消費の面で非常に大きな役割を果たしてゐる。それから個人的消費の面でも非常に消費がふえてゐる。テレビのごときは十戸に一個とか、あるいは電気せんたく機も十一戸に一個といふような割合で進んでおるといふことも言われておるわけですが、その半面、金融市場としても、農村から吸収される貯蓄といふものはすこい成長率を示してゐる。きのうのお話でも、農協段階で八千億、信連段階で四千億、中金で二千億という膨大な貯蓄がある。しかも、結局、それが農村に返される率といふものは非常に少なく、農村に出ておる場面が非常に多い。この農村の貯蓄率が非常に高くて、そうして相対的に消費が少ないといふことは、やはり現在の高度成長の一つのさ

ええとなつてゐる。このように思はれるわけですね。こういう点が農業が高度成長に果たしておる役割であると思ふのです。

その反面、高度成長が農業に与えておる影響は、実に、これはまた、深刻になひずみといふか、ゆがみを出して

る。その一番はつきりした点は、私は、現在も大へん指摘をされておりますように、農家人口は減つておるけれども農家戸数が減つてないという現象。つまり、人口の流出は、挙家離農という点が進まずに、在宅通勤あるいは子供だけが外に出ておるというような状態。これは在宅通勤は前年度の一九・八%増しておるということが言われておる。しかも十年間に三百五十万人が流出しておりますから、一か年に直しますと三十五万の流出。農家減少率は二・八%という非常に小さい率が示されておる。

それから、もう一つは、これも農村金融上考えなければならぬ問題です。つまり、農家の経済の問題ですが、現在も、高度成長に一番順応して生活が伸びておるのは、実は、第二種兼業というか、農家が家庭蔬菜に近づいておる三反以下のもの、それと二町歩以上くらいは農家がこの高度成長に順応しておつて、実際にこの高度成長に経済が順応し切れないでおるの、実は、五反から一町を中心とした、三反歩以上、一町五反以下というこういう統計がこの白書の中に出ておるわけです。

そこで、私は、この点で一番問題になりますのは、やはり、この高度成長の結果として、現在日本農業が非常に兼業化が進んでおつて、しかも一方農業の労働力は老朽化しておるという状態、つまり、農業の生産力が低下しておるという点、そして、二番目には、機械化は進んでおるが、非常に機械化貧乏となつておる、非常に収益性が低いという問題、それから、いろいろな経営のための諸要素が、価格は上昇

しておりますから所得は上がつておつても、所得率、利益率が非常に下がつておる、そういう点に私は集約されると思ふのです。これは政府が出された白書が指摘しておるところですから確実であらうと思ふ。従つて、こういう問題点に適切にこの農林資金が動かされないと、私は、この農林資金というのは基本法上宙に浮いた資金になつてしまふ、こう思ふわけです。

そこで、以上のような点を確認しながら、私は、まず、その資本を投下する場合には、現在のような日本の農業の経営規模の拡大を伴わないで資本が投下されるというものは、非常に資本の効率、経済的な効果、そういうものが非常に弱くなる、そこで、経営規模の拡大を伴わない資本の投下というもののについて、一体どのように近代化と関連してお考えになつていらつしやるか、これをお伺いしたいわけです。

○河野国務大臣 ただいまのお話を承つておりました、われわれがいちろいふ面において解釈に苦しむ、もしくはそれを解釈した方がいまいか悪いという問題にぶつかると思ふので、一方あります。たとえて申しますと、一方において農村の貯蓄が、吸収という言葉をお使いになりましたけれども、私は、それは強制であるか進んでやつておるかそれはいろいろ場合があると思ひますが、いづれにしても農村の蓄積が相当に強く進んでおる。その反面において融資の問題が起つておる。これらは、いづれも、下から上がつてくるものの最終的な金利と上から下がってくるもののとの間には、むしろ農村のためにはプラスになつておると思ふのであります。たとえば、それが中

金の段階におきましても県の連合会の場合におきましても、これを融資いたします場合に、今の市中金利で融資されておると思ふのであります。そういう点をどういうふうによつて下げたいか、どういうふうによつていいかということにつきましても相当の考慮を払ふ必要があると思ふのであります。これを要するに、私は、これからの農村を考えます場合に、現状を維持しつつ、現に行なつております保護政策を堅持しつつ、その中において、将来の構造、将来の計画を立てていく、これに農村の諸君に御協力願うということに農村問題を扱つていくべきものだと考えるのでございます。でございまして、一方において現状を否定していくわけには、農村に関する限りは参らぬと私は思ふのでございます。でございまして、一方において、私は、農村全体の構造改善を企画しつつ、また、一面においては現状の予算をそのまま保護政策を現状のままにおいて続けて参る面が必要である、こう考えておるのであります。

でございまして、これを議論の対象としていたします場合に、今御指摘になつております合理化資金にいたしましても、たとえば現状を維持しつつ七分五厘の金を、——金利は決して安くございません。安くございませんが、構造改善の場合にはこれをまぜ合せて五分の金利の金をもつて構造改善の基本的な施策をやつていくということにして、将来の農村に対して一つ方向を見出していく。そして、これが完成されました上においては、農村のある姿はまたそこに新しい日本の農業というものが生まれてくる。その間

に、おおむね五年かかるか八年かかるか、全体をやります場合には相当の年月がかかります。従つて、今ここにすつきりした御答弁は申し上げかねますけれども、とにかく、相当かすに時をもつていたしまして、そうして到達するところにわれわれの理想の農村を生み出していきたい、こう考えて参らなければならぬ条件にあるのではなからうか。でございまして、今お話がございまして、農村の労働力が老齢化しておるのではないか、その通りでございまして。その通りでございまして、一面において、老齢化しておると申しますけれども、今、都市で働いておられます若い世代の諸君がまた、新しい畜産なり果樹園芸なり将来の農業として近代化された農業というものがそこに企画され実施されるときに、そこに新しい若々しい労働力が入ってくるということになるべきものだと思つて、せっかく私は農村の構造改善なり近代化施策というものを企画いたしておるのであります。

○野原委員長 ちょっと委員長からお願ひしますが、大臣があまり長くおれないようですから、なるべく簡潔に、御質問を要点にしばつていただきた、さうお願いいたします。

○橋本委員 私は、特に最後に申し上げておきますように、現在のようない経営の狭隘性では資本を投下しても効率が上がらぬのではないかと。たとえば、トラクターにしても、採算がとれる利用時間というものは二百時間、それが現実には八十時間くらいしか稼働してない。さうすると、採算線から見ると四〇%じゃないか。あるいは耕耘機にしても、採算がとれるのは八十日

と云われておる。ところが、二町の農家の場合は一日三反やつても七日間で済んでしまふ。こういうふうでは、いかに農機具を入れても、現在のような経営面積の狭隘性では資本の効率が悪いから、経営面積を拡大する、これを同時に伴わないと、資本をいかに投下してもだめではないか、これを言つておる。

そこで、この経営規模、特に経営面積の増大について、大臣の具体的なお考えがあったら、見通しがあつたらお聞かせを願ひたい。

○河野国務大臣 お説の通りでございます。お説の通りでございますから、きょうお願いいたしました農事実行組合というふうなものによつて共同して施設をする、共同してトラクターの買入れをする、共同して使うというふうな方向にいくべきじゃないか。ただ、一言お断わり申し上げておきたいと思ひますことは、世界の農業を見て参りました、耕地面積の広いところ、それから相当に狭いところ、資本を投下して施設を非常に盛上げておるものと、二通りあると思ふのであります。必ずしも土地の広いところだけに農業が発展するものじゃない。土地が狭ければ狭いなりに、そこに施設を増大して参る。たとえば岡山のプロドウのように、狭いところに温室ブドウを軒並みにやまして、十分やつていく、岡山の一部にありますが、十分やつていく、桃を組合わせて五反歩で、こうりっぱにやつておるというふうな特殊な農業が全国にそれぞれ現にありまして、これらのものを十分に施策を検討した上で、これをどういうふうな拡大して参るか、それにはどの程度の資金

らぬのではなからうかということ、私は周囲の条件から言っておるわけです。そこで、今の点も、私が問題にしておるのは、先ほども言っておりますように、今、中堅層の農家、つまり一町から一町五反くらい、農家が一番困っている。そして、人口流出の点でも、三十年から三十五年までの間に百三十五万人という人口が実はこの中層農家から流出しておるわけです。従って、労働人口が減るから、機械化をやっておるのは実際はそのクラスが一番多いんですね。ところが、経営が狭隘だから、機械を入れておるけれども一番収益が悪くて困っている。これが現実なんです。そこで、私は、幾ら近代化資金でそういうものをねらっても、経営規模が今のような状態であれば、その趣旨が生かされぬではないかということを重ねてお聞きしておきたい。

○河野国務大臣 お話しになることもわからぬではございませんが、一つ、農村のことでありますから、そう急に結論から結論まで一べんにおっしゃっても、それは参らぬ。たとえば、農業基本法をこの六月制定した、そうしてもう農業基本法が完成してあるような議論をされても、それは参らぬ。でございますから、せっかく当時も法案をお願いしたが、そこまできなかつた。この国会においても農業基本法実施に伴って最小限度これだけ早くやりたい。たとえば、今申し上げました通りに、共同して農機具を入れて、そうして共同施設はこういうふうにしてとか。われわれの方としては、経営規模を拡大することもけっこうでございますが、拡大しない場合には信託してやる場合も認めましょう、協業して法人格を与えてやる場合も認めましょう、そういうことによつてお説の通りな結果と同じようなものを求めていきたいということを考えて、それを考えておるだけじゃない、方法も用意し、そういうものを想定してやっておりますのでございます。でございますから、現実にはあなたのおっしゃるのと違ふとは決して私は申しません。その通りである地方もたくさんあります。あります。そういうものはいかぬから、われわれはこうしていききたいということを考えておりますということも申し上げておるのであります。

もう一つ申し上げておきたいと思ひますことは、そこで、将来の農村に對しましては、われわれは、近代化資金と申しまして、一応私が先ほど申し上げた通りに現実における保護政策はこのまま続けて参りますが、近代化資金で所要の費用は満たしていくつもりでございます。しかし、一方において、基本的に構造改善をして、そして農村の将来のあるべき姿においては金利も五分にしていきたいと思つております。じゃ同じ資金で違ふのか、――

違ひはしません。こちらの方については水増しをして無利息の金を与え、そうして構造改善の個人的な設備についてはやつて参るつもりでございます。共同のものについては補助率を上げた補助金を出しまして、そうして町村ごとにも構造改善をして参るつもりでございます。こう申し上げておるのでございます。まして、こういうものをだんだん積み上げて、農業基本法にいうところの農村をわれわれは夢みておる、こういうことでございますから、その点一つ御了承いただきたいと思ひます。

○橋崎委員 それでは、今大臣が申されました大臣の今後考えておられます構造改善のもう少し具体的な青写真を今出していただければ出していただきたい。

○河野国務大臣 これは、先般も申し上げました通りに、私としては考えております。しかし、党の了承も得なければなりません。また、大蔵省との折衝もございまして。従つて、ここで結論的に御説明申し上げる段階になっておりませんので、もうあと一、二カ月お待ちいただきますれば、詳細を御説明申し上げます。

○橋崎委員 それでは、今予算上わずかに出ておる構造改善費というものと、今まだ河野構想の段階にある構造改善とのつながりはどういふふうでございましょうか。

○河野国務大臣 本年度予算でお願ひをいたしましたものを取り入れまして、そして、この前は九十何何地区のモデル地区を作つていこう、こういうことでございしましたが、そういうことではなく、全体の農村を対象にしてこの際いっそ一気にならなければならないことを考えまして、積極的に拡大してこれを全国的規模においてやつていきたいと考えて、明年度から着手していきたい、こう考えております。

○橋崎委員 そうしますと、今はまだ構想の段階で、二、三カ月するとその全貌が明らかにされるといふことになつていふわけでしょうか。

○河野国務大臣 これは食糧法と違ひまして、食糧法の改正は私の個人的構想で、全部各方面の御意見を承つて政府案をきめる。この方は、すでに私の構想の域を離れて、そうして農林省として大蔵省に予算の要求をいたしましたし、それを党の方でせつかく最終的なおまとめを願つておる段階でございますから、明年度予算が決定いたして御審議を願うときに、詳細を御説明申し上げて御審議を願うようにしたい。従つて、来年の正月には詳細を申し上げられることになると思ひます。

○橋崎委員 実は、ただいまいろいろ疑問点を投げかけましたが、それについて何となく構造改善の構想がいろいろな疑問点にたええる一つの手のように見受けられるわけです。それだとすれば、正月構想ではなしに、もう少し早くその全貌を明らかにしていただきますと、やはり私どもの検討上非常に困るのではなからうかと思つておるわけです。

それから、やや内容に入つていききたいと思ひますが、この近代化の目的とするところが、実は長期・低利、しかも資本整備の高度化、農業経営の近代化と、非常に大きな目的を前面に出されておられます。しかも、その具体的な内容としては、農業施設の充実、そしてその間接的な効果としての組合系統資金の改善合理化というふうな昨日の委員会で明確になつたわけですが、しかし、現実に出来ておる資金の点では、昨日もはつきりしましたように、これは農業近代化資金と名はついてはいるが、資金ではなしに、系統が出す資金に果が利子を補給する、その利子の一部を補給するといふような、内容には名前と非常にかけ離れた措置のよう

に見受けられるわけです。しかも、資金三百億からいくと、きのうはつきりされた対象からいいますと、農協が三万、そうすると一農協が百万、農家が六百万戸ですから、一農家にすると五千円、しかも、貸付けのワクといふものは、農家では百万とか二百万とかいわれる、これは全くナンセンスではないかといふことをきのう言われたわけ

です。しかし、それについての経済局長のお答えは、いやそれは重点的にやるんだと言われるわけです。重点的にやるにしても、二百万で割つたとしても農家にすると一万五千円です。政府のねらいの百万戸からしても三万円ですか、非常に少ない。その点については少のうございましてというお答えがあつたわけ。そこで、集中的にやるといふことになりまして、今の近代化資金が、農家の場合大体どの程度の階層の農家がこれを借りて利子を払つていけるか、大体どういふ階層をねら

いとされておるか、また、どういふ階層が借りられるか、その点をはつきりしていただきたいと思います。

○坂村政府委員 御指摘のように、資金量といたしましては、当初の年々でございましてから大体三百億といふことで計画をいたしております。いろいろ昨日申し上げましたように、重点的にやつていくといふことで、私どももいたしましては当初運用していかなるを得ないのじゃないかといふように考えておるわけでありまして、階層をいたしましては、いろいろ実態を見てみま

す、どちらかと言いますと、先ほどお話しがございましたように、経営の機械化をしていく、あるいは共同で養鶏をやつていくとか養豚をやつていくとか、あるいは果樹の方にある程度仕事

を広げていくとか、そういうような面
でだいたい資金の需要が強いのでござい
ます。必ずしも階層によってこういう
階層が資金需要が強いということとは、
現在の段階では言い切れないと思うの
です。ですから、実際の運用を見まし
て、どういふところに予定するかとい
うことは、だんだんわかってくるの
じゃないかというように考えておりま
す。

○植崎委員 自創資金の農家への貸し
出しのワケを今度三十万円にされた
その基礎で説明された点から見まして
も、私は、この近代化資金を借り得る
農家というものはごく上層農家に限ら
れてくるのじゃないか、このよう
に思うわけですが、従って、そういう金
融の点から、やはり農業基本法のねら
いとする集中の政策の現われだと思
うわけです。

次に、大臣がおられますから、大臣
と関係ある点をちょっとお伺いしたい
のですが、貸付け対象の中の特に四番
目の点で、農業共同会社を予定されて
おる。この農業共同会社を予定されて
おる理由について伺いたい。

○坂村政府委員 ここに予定いたして
おりますのは、共同会社という言葉
は使ってございせんが、農民あるい
は農協等が主たる構成員として発行済
みの株式の過半数に相当する株式を
持っている会社であれば、そういう会
社に対しても融資の対象にしたらどう
か。そういうことを考えておりますの
は、たとえば農産物の加工とか資材の
生産とか、そういうような面に農民が
積極的に参加する、こういうような意
味からいたしまして、今後のいわゆる
農業経営の改善にも役立つ、という

意味でこれを一応対象に取り上げてお
ります。

○植崎委員 今の点でもう少し質問を
続けたいのでありますが、大臣が外へ
出られるのでありますので、一つだ
け大臣の関係の点で伺っておきま
す。主務大臣の指定の分が要綱で列挙
主義になっているのでしょうか。そうい
う点の弾力性というものは考えられな
いでしょうか。今後そういうものに当
てはまらないいろいろな形の総合的な要求
が出て参ると思うのです。そういう点
で、弾力性というものについて伺いた
い。

○河野国務大臣 お説の通り、新しい
いろいろな角度から問題が出て参ると
思っております。もし必要があればさ
らに直す場合もありましようが、大体
は弾力性を持って運用いたします。

○植崎委員 最後に、これも途中の感
じですが、構造改善のためのいろいろ
な資金が、近代化と関連があつて別
のものではないか。そうしますと、
構造改善の具体的な内容がはつきりし
てきませんと、この近代化の検討に非
常に影響があると思うわけですが、そ
の点どうでしょうか。

○河野国務大臣 たまたま近代化資金
の方の金利が七分五厘で高い高いとい
う話も出ましたので、実は、構造改善
の方は五分にいたして、水増しをして
出しますというのを答えたのでござ
います。直接の関係があるということ
ではございません。この近代化資金は
近代化資金としてやっていきます。
○野原委員長 午後一時十分より再開
することし、暫時休憩いたします。
午後二時七分再開

○野原委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

質疑を続行いたします。植崎弥之助
君。

○植崎委員 午前中の質疑を通じまし
ていろいろ大臣の所見を承ったわけ
ですが、どうも、御答弁の内容から見ま
すと、大臣が就任されてから表明され
ました農基法プラス・アルファとい
うそのアルファ、つまり、大臣の構想が非
常に中心となつて、プラス・アルファ
の方が大きく浮かび上がつて、それが
中心になつて動いていくというよう
な感じを私も持つわけでございます。
しかし、今後のいろいろな施策の方向
が表明されました。構造改善とい
うその内容をめぐつて今後いろいろ発展を
していくというふうになるわけ
です。

その中で、特に来年度からは資金の点
についても無利子の分を含めて五分程
度によつていくという点はや明るい
見通しを与えられておるわけですが、
一つ最後にお伺いしておきたいのは、
系統資金の系統外への貸し出しが非常
に多いという点について、現在池田内
閣のとりました引き締め措置、——公
定歩合の引き上げあるいは輸入担保率
三五%の設定、そういう状態と関連を
いたしまして、この系統外への貸し出
しが、そういう市中金融の引き締め状
態から見ても、減る方向ではなしに、ふ
えやしないか、そういう点についての
大臣の見通しを一つ伺いたいと思いま
す。

○河野国務大臣 別に具体的にふえる
というふうなことは考えておりません
が、いずれも農業経営上農産物の価格
を維持するといふような意味において
一時貸し出しがある場合もあるかもし
れませんが、それはほかにそういうこ
とは考えておりません。

○植崎委員 それでは、大臣に対する
質問はこれで終わります。

○野原委員長 湯山勇君。大臣の御都
合があるから、簡単に願いま
す……。

○湯山委員 簡単にという委員長の御
注意でございますから、要点だけお尋
ねいたします。
近代化ということと構造改善という
ものとは、これは非常に密接な関係の
ある問題だと思ひます。近代化資金は
近代化資金、構造改善の資金は構造改
善の資金ということだと、一体どち
らがどうなのか判断に苦しむわけな
ので、農業の近代化というものはどう
いうものか、それからその中で構造改
善というものはどういふ役割を果たす
かというふうな点について、大臣のお
考えをまず伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 御承知の通り、わが
国の農家はここ数年來あらゆる角度か
ら農業の経営の近代化に努力をいたし
ておられるわけでありまして、その農
家の経営の近代化に努力をいたしてお
るのに対して御協力申し上げようとい
うのがいわゆる近代化資金でございま
す。

構造改善は、先ほどの機会に御説明
申し上げました通り、来たるべき予
算の編成におきまして、明年度から農
村の各村単位に一つ企画を設計、計画
をして参らうというのを考えて、こ
れを名づけて構造改善と言つておるの
でありまして、いずれも、今お話し
の通り、それが近代化でそれが構造改
善かとおっしゃいまして、われわれ
は、これは客観的に、これからやろう

というものを構造改善していかうと考
えております。

近代化の方は、今申し上げました通
り、これまで努力しておられます農村
の御努力に対して御協力申し上げると
いうふうなものが近代化資金というこ
とになるわけでありまして。

○湯山委員 そこで、今と関連して
お尋ねしたいのは、近代化資金の
貸付けのあらましの見通しが農林省の
方から資料として出されております。
それで見ますと、五年向こうでは大体
二千六十億程度というふうな資料に
なつておりますが、これで参ります
と、大体町村数が三千余り、この近代化
資金も、そのうち償還されるものもある
わけですから、大体三千億程度とい
うように見て参りますと、一町村一億と
いう大臣が腹づもりとおっしゃつ
たことと、この近代化資金の見通しと
はある程度一致するわけです。そうだ
とすれば、この近代化資金の構想と、そ
れから今の構造改善の資金の構想とい
うものは、相当重複してくるのじゃ
ないか、こういう感じを持つわけだ
が、それと全然別個であれば、どうい
う別な考え方によっておられるのか、
それを伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 ただいま御説明いた
しましたように、近代化資金は全国的
に現に農村の要求しておられます要求
にこたえていこうということござい
ます。構造改善の方は、一村ごとに企
画をいたしまして、そして設計をいた
して、それに対して事業を進めていく
上に放出する資金であります。しま
いにいきますと多少ダブルする場合が起
こってくるかもしれませんが、初めは全体

の農村を対象として資金計画を立ててある、一方の構造改善の方は一村ごとにいってやる、こういうことであります。

○湯山委員 そのやっていく内容は、構造改善の中でも、たとえば選択的拡大をはかっているとか、あるいは土地の拡大・造成をやっているとか、そういう内容から、先ほど大臣おっしゃったように、集約的な高度の農業をやっていくということであれば、対象というものは、近代化資金も大臣の今構想の中にある構造改善の資金も同じようなものに向けられるということになるのじゃないですか。

○河野国務大臣 構造改善をいたします特定の村に対しては同じになりません。構造改善を初年度三百やれば、その三百についてはダブる場合があります。その構造改善の対象にならぬ村には近代化資金。そういう資金は行かぬかという、全体の村に近代化資金が行くわけでございますから、構造改善の対象としておる村と、そうでない村との関係で、ほかの村にも近代化資金は全部行く。構造改善を指定してある村は、これは一緒にダブる場合がありますわけでありまして。

○湯山委員 その構造改善の資金がはつきりしないから、的確な質問ができません。面があるわけですから、昨日指摘いたしましたのは、この近代化資金というものは、毎年よくても大体五百万ぐらいしか単協当たり行かないわけですね。六人以上の協業等には一千万も貸し付けるといふ規定になっておりますけれども、実際はこの程度の資金では目的はとうてい達成されない。こういう点に対する農民の不満と

いうものは相当大きなものがあると思います。だから、結局、構造改善資金というものとそれと重なり合って、金額的に言えば近代化資金が二つ重なるというふうな形になってしまふのじゃないか、こういうことがお示しいただいた資料から言えるわけなんです、そうだとすれば、ことさらにそれを分けて考える必要はなくて、一本化して集中的にやっていくならやっていくというふうなことも考えられるのじゃないかと思うわけですね。そういう点については大臣はどのようにお考えでしょうか。

○河野国務大臣 計算をなされれば、一戸当たり幾らじゃないかとおっしゃいますけれども、実際問題として、三百億、五百億という資金が流れていった場合に、それを全部の農家がお借りにするわけじゃないに、そういうふうな準備を整えて、設計をされて、企画をされて借り、いざ使うということになりますれば、過去の実績に徴しまして、資金として三百億、五百億というものが農村に流れていくということ、これは、相当にこれは効果をあげておりますことは御承知の通りであります。それ以外にそれではほかの資金はないのかと言え、いろいろ資金がないことではないと思ひます。つまり、農協の方面にも資金があるわけでありまして、それから個人々々も資金を持っております。そういうことでございまして、ほかに農村に金が全然なくて、それだけで農業経営を一切改善していくのだというわけでもなからうと私は思うのであります。でございまして、近代化の資金として三百億出します、だんだん準備ができて、農村の要求がだんだん大きくなれば、大きい

にこたえて増額して参ります、こういうことでございまして。一ぺんに初めの年に計算して、これではひどい、一戸当たり五万円、十万円じゃないかとおっしゃっても、そういう計算は計算、しかし、さて行政上実行してみれば、相当の効果をあげて、相当の期待にこたえることができる、こういうふうな考え方をいたします。それは、今も申し上げた通り、全体の農村から御要望のありますものにこたえなければならぬ。一方において、構造改善をするにいたしまして、三千の町村を一度にやるわけではございせん。それは今言うように一度にやれば幾らじゃないかということになりますけれども、そんなことは一度にできるものではないでございせん。三千のうちまず三百の町村ぐらいはやっていく、そして順次成績によって拡大していく、十年間でやろう、五年間でやろうということにございまして。今の近代化資金にいたしまして、一年でいたすわけではありませぬ。やはりおのずからその間に緩急の度合いもございまして、また地方の熱意もございまして、そういうものにこたえていくわけにございまして、全体の農民の何パーセントの人が初年度から御希望になる、そしてその準備ができるということになるのでございまして、私はこの程度で相当に農政の進歩は上がるものと期待しております。

だから、今申し上げるように、国全体の要望にこたえるのが近代化資金、それから、一部の農村を対象にしているのが構造改善の資金ということをやつて参る、こういうつもりであります。

○湯山委員 平常の場合であれば大臣の言われる通りだと思います。三百億、五百億の金が大きな働きをするということについて、それはそれでないということをおし上げてはおりません。ただ、近代化資金の中でも、六人以上の協業農家の場合には一千万貸し付けるという政令が出る。しかし、そういう操作が実際はこの資金のワケでできないというふうなことになるわけですね。それは、近代化資金は近代化資金としてこま切れになっておるし、今の新しい資金は新しい資金で同じような額のものがあったら別になつてゐる、そういうところから来るものもある。そういうことについては、やはりこの際その複雑な形にしないで、すっきりしたものにしたい、そして、これは近代化のために使つた、構造改善に使つた、ということを明確にした方がよいのじゃないかということについて御答弁いただいております。

それと、今大臣がおっしゃったように、それはそれだけの金が役に立たない、ということはお申し上げておるわけではございせん。しかし、今度の構造改善というものは、日本の農業にとつては非常に画期的な重大な仕事であるわけなので、そういう重大なことをやっていくのに、それは従来一千億が役に立って、それが従来一千億が役に立って、一体この構造改善といふのはどういふふうになされていくのか、そういう構想の中でこれらの資金がどういふ働きをして、それによってこれだけのことができていく見込みである、こういうことの御説明をいただければ私も納得が参りますけれども、

ただこれだけの資金でも役に立つかないかということだけでは、構造改善とか近代化とかいう画期的な農政の上で果たす役割というものの御説明にはならないんじゃないかと思ひますので、重ねてお伺ひしたいと存じます。

○河野国務大臣 私は、午前中にも申し上げました通りに、私の考える農政といたしましては、基本的に現状を維持し、保護農政を強化しつつ、農業の構造を改善し近代化をはかっているというところを建前にしていきたいと思つております。つまり、現状において保護農政を維持して参るという、その現状という言葉が適当でなければ、近代化を意図しつつある農村の意欲にこたえてという意味でございまして、その意欲にこたえて今近代化資金を出します。御承知の通り、一方において局地的に十萬羽養鶏というものがございまして。それから、これを見て、養鶏をやつていらっしゃる方がみんなそういう企画をなさるかといふと、なかなかそれは進みません。全国でどれだけ進むかといふと、なかなか遅々として進みません。ですから、今一千万円を限度として申しまして、全国で一千万円を要求されるところは非常に少なからうと思つてございまして。でございまして、共同でやるとおっしゃつても、なかなかその共同が困難で、共同で企業をする、共同で酪農をやるとおっしゃつても、なかなか進みません。そういうことを一方において構造改善の場合に計画を立てて、個人資金も出し、共同の資金の補助もするといふて、まとめて一つずつ逐次直していこう、積極的に示唆し企画を

して、そうして御協力を願うていこうというところには私は構造改善の目標がある、こう思つておるのでございませう。そこで、今申し上げるように、近代化資金は構造改善をやる部面とは全然方向が違ふ、こういうふうな御説明を申し上げておるのでございませう。

○湯山委員 私どもは、先般の農業基本法の中に書かれてありましたように、構造改善の中に農業経営の近代化というものが含まれておる、こう解釈しておるわけですか。そうでなければ構造改善といふことの意味がなくなるわけですから、そう考へていくと、大臣が今言われたように、それとこれとは別個に考へていくのだというふうなことでとすると、今私どもの把握しておるものと違つておるような印象を受けるものでありますから、それで、大へんしつこいようですが、この点はやはりはつきりしておく必要があると思ひますので、重ねてお尋ねしておるわけですか。

○河野国務大臣 お話でございませうが、近代化するために構造改善をいたすのでございませう。でありますから近代化といふ名前がついております。そこで、資金が近代化で、構造改善の方は近代化ではないのかとおしやいます。今申し上げるように、構造改善は、全国で初年度大体三百町村と想定しております。それだけのものは初年度でやる。従つて、その町村に対しては近代化の施設を政府が協力してやうていただく。それには資金も出しますし、補助金も出す努力をしますし、農業基本法の精神によつて、これで一つあなたの方立ち上がつて下さいといふ

ことを目安にして持つていきたい。ところが、三百町村だけ農林行政をやればよろしいというわけにはいきません。従つて、全体の三千の農村に対して、それぞれの村におられる農民の諸君がそれぞれの意欲によつて近代化を企画され、農機具を入れられ、設計をされ、設備をされるというものを、その村の番が回つてくるまで持つておくわけにはいきませんから、その方はその方々で全国的にやるのであります。それは近代化資金を利用して各地区にやつていただくのでございませう。こういう考へ方でありませう。

○湯山委員 大臣の御答弁は、大臣の考へ方による経営の近代化、構造改善、こういうことでお答えになつておられるので、そこで食い違ひが出てくると思ひます。私がお尋ねしておるのは、そうじゃなくて、基本法の中に定めておられるかといふこと、経営規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化、農地保有の合理化、経営の近代化、これらを総称して構造改善といふ法律の条文にありますが、そこで、この条文に基づいて私はお尋ねしておるのです。しかし、大臣は、そうじゃなくて、一般的な概念の近代化、あるいは一般的な概念の構造改善、こういう立場でお答えになりますから、それで食い違ひ、さっぱり了解がいかないわけでありませう。

○河野国務大臣 わかりました。今のそれぞれのものを組み合わせて全国のそれぞれの実情に合うべく農業基本法で近代化して参る、新しい時代に應ずるような目的を達成するといふことが農業基本法の精神であると私は解釈いたします。従ひまして、そのすべてを取り入れたものによつて近代化するということは考へておるのではない、こゝ御了承いただきたいと思ひます。

○湯山委員 すべてのものを取り入れてやるのではないといふのは、具体的にもう少し御説明いただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 たとえば、大都市の周辺の農業の場合には、大都市周辺の農業としての適応性を持つた近代化をする。たとえば、大都市の周辺において、いたずらにと言葉は過ぎますが、経営規模を大きくする必要がある場合もある。そういうときには経営規模の拡大といふことが第二義的になりましよう。そうではなくて、先ほど申し上げましたように、そこに集約的な農業を計画する、そうして都市の需要にこたへる、そうして収入を拡大するといふこともございませう。さらに、北海道等におきましてはすでに相当の経営規模になっておりますが、経営規模が相当のものになっておる場合には、そこにどういふ農業を企画するかといふこともございませう。従つて、それは地域々々によつてその計画される農業が違つてくる。従つて、そこに例示されておるものはどれにウエイトを置くか、第一義的に考へるかといふことが、それらを取り入れ配合してそこに新しい村を作つていくといふことが、私は、それによつて農村と都市の所得の格差をなるべく縮めていく、要するに農家所得の拡大をはかるといふところに農業基本法の最終的な精神がある、こう解釈しておるわけですか。

○湯山委員 お考への方は大体わかりましたが、近代化する、あるいは構造改善をやつていくためには、おのずから順序があつて、ばく然と経営改善をやつていくのだとかあるいは近代化していくのだといふことではなくて、その着手するものには緩急があると思ひます。たとえば家畜の導入だとか機械を買ふとかといふことなどはあつてもよくて、まず、経営規模の拡大しなくといふところは拡大しなくといふとしても、そういう経営規模を大きくしていくとか、あるいは新しい技術を持つた者を養成していくとか、そういうことがやはり早くやらなければならないことだと思ひます。そういうことをやつていくためには相当大きな資金が必要である。この近代化資金でそういうことをやつていくといふことは、実際にはほんの一部分しかできない。それからからみ合せて構造改善の資金といふことも考へられるといふ点ですが、大臣のお考へでは、大体その二つで近代化あるいは構造改善といふものは少なくとも資金面においては全部やうていける、そういうお考へなんではないか。まだほかにお考へになつておる面がおありでしょうか。

○河野国務大臣 これは、議論になります。それはなほだ恐縮でございませうが、私は議論をする意味はございませう。意味はございませうが、私は湯山さんと根本的に考へ方が違ふようです。私は、日本農業の場合には、経営規模を拡大し耕地を拡張するといふことは非常に困難性が伴う、結果においてはそういうことが出てくる場合はむしろんけつこうでございませう。それが悪いといふのじゃございませう。この耕地狭小の農家戸数の多いところで経営規模を拡大し、その社会党の皆さんがお

考へになるように非常に大きな開墾をして新たに農地を造成してといふことは、非常に困難性があるように私は考へるのでございませう。いずれにしても、資本の投入は非常に大きなものを必要とします。その資本を耕地を拡大する方に使うことも一つの方法でありましよう。しかし、私は、現在の土地に対して資本を投入して、土地と資本との合作によつて収入を上げるという方法があるのではなからうか、そういうふうにして現状を維持しつつそこに資本を投入することによつて収入を上げる道はないだろうかといふことをさしあたり考へていきたい、私の考へはこういうことでございませう。そこで、交換分合といふ、経営規模の拡大といふ、やらなければならぬと思ひますけれども、非常に困難性を伴います。困難性を伴いますだけではなくて、ただ単に金で片づかない問題もございませう。そういうことでございませう。その間にこれに無理を加えないで自然のうちにそういう方向に結論づけられることはけつこうでございませう。望ましい姿でございませうけれども、その望ましい姿が生まれるまで待つわけに参りませう。現状の、――ときによれば大都市周辺におきましてはその一部の農民は都会に労働力が出るといふこともけつこうだと思ひます。ただし、それらに対しては、機械の補給であるとか、設備としてたとえば温室を作るとか、そのほか家畜の飼舎を作るとか、家畜を導入するとかといふような資金をプラスすることによつて資本をふやしていく、そこに近代化の需要にこたへて供給をしていく余力を作つていくといふことを私は意図いたしておりま

す。そこで、第一に、今申し上げますように構造改善をやつて、これで完全に行き得るか。私は行き得るとは思いません。順次また再び農村の設備が整えてくる必要がある。一回りも二回りも三回りも日本農業としては回つて、そして初めてある程度の農業になり得るのじやなからうか。明治以来非常に設備施設のおくれた、投下資本の少ない農村が急激に一ぺんに欧米の農業と競合できる体制になるということには困難性があるという気が私はいたします。でございますから、これじや少ないとおっしゃつても、その多い資本をすぐに消化する力も私はときによればないのじやないかと思うのであります。でございますから、その現状を維持するという言葉はその意味において使つたのであります。そういうような気持でやつていきたいという意向でございます。

○湯山委員 最後にもう一つ今のことでお尋ねしたいと思ひます。それは、大臣が言われるように、交換分合もむずかしい、土地の拡大ということもむずかしい、こういう前提にお立ちになつてのお話ですから、それはそれで了解できると思ひます。しかし、実際は、近代化、構造改善の内容には、自立農家の育成ということと二・五ヘクタール程度の自立農家を育成するのだ、こういうことも政府の方針として発表されておるところです。しかし、それは実際問題としてはむずかしい。私も基本法の審議のときにこれを申したもので、そういう意味で大臣も私も同じようにお考えにならば、これはあまり議論にならないと思ひます。

と思ひます。しかし、総理大臣や前農林大臣は、やはりやつていくのだ、こういうことでございまして、私はあえてこういうことをお尋ねしておるわけで、もしそういう中でいゆる農地の拡大ということをやつていくとすれば、そういうことが先行しないと、現状のままへ幾ら融資しても、その人がはたしてあとずっと農業をやるのか、あるいは五年後に離農するか、そういうことさえわからない状態では、今の近代化資金にしてもあるいは構造改善にしても、そういうところに持つていったのでは、これはむだ金と言つては悪いんですけども、そうなるおそれもあるし、効率も發揮できない。そこで、こういう資金を出される場合には、その辺の見通しがよほどしっかりしておらなければならぬし、そうして、この前国会で御答弁になられたことと、今また農林大臣がおわかりになつて言われることとの間に、そういうふうな違いがあつたのでは、私はこれはやはり問題が残ると思ひます。そういうことで今のことをお尋ねしておたわけですが、大臣自身のお考えはそれでわかりましたけれども、大臣自身のお考えがわかればわかるだけ、今度は、さきの自立農家の育成とか、今の構造改善の問題、その今まで言つてこられたことと今のお話とのつながりがまた問題になつて参りますので、その点だけ明らかにしていただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○河野国務大臣 総理並びに前農林大臣は、農業基本法の審議でございまして、基本的なお答えをしたと思ひます。す。湯山委員、十年間であるという（と呼ぶ）十年間ということと基本的なお答えをしたと思ひます。私は、申し上げるに、望ましい姿である、それを決して、そういうことはいたさぬ、考えないというのではございませぬ。ございませぬが、それでは十年待つておいていいのか、待つておるわけには参りませんので、現状に即応しつつ、理想を持ちつつ、こういうことでございまして。でございますから、それは申しまして、この十年先にまたどういふふうに変化がかわつてくるかわかりませぬから、どこまでも、私は、農業に関する限り、まず現状をどうしていくか、現状においてどういふように農村を匡救するかということをお考えつつ、その間に理想を持つて指導して参らなければならぬと思ひます。でございます。だから、総理の申された、農業基本法の精神によつて将来はこういうふうな経営の規模を拡大していくというその答へもその通りでございますが、私は、農林大臣としてその責任において申し上げます。こと、来年はどうするか、再来年はどうあるかということをお考えになっていただければならぬから、その意味において、全国の農民諸君のこの要望にこたえて、近代化資金も必要でございまして、また一面において構造改善もやつていかなければならぬ。また、これについては、申し上げる通り、構造改善については、現に農政審議会の諸君の御意見を今承つておるところでございます。また、党の意見も十分聞いておるところでございます。従つて、これら各方面の意見を承つて、そうして初めて結論をつけて、皆さんに御協議いただきたい、こう思ふのでござい

す。その辺のところはしかるべく御了承いただきたくと思ひます。

○野原委員 これにて三法案に対する質疑は終局いたしました。

○野原委員 これより三法案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、農業近代化資金助成法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、農業信用基金協合法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○野原委員 ただいま議決いたしました農業近代化資金助成法案に対して、橋崎弥之助君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者にその趣旨説明を求めます。橋崎弥之助君。

○橋崎委員 私は、自民党、社会党、

民社党、三党を代表いたしまして、農業近代化資金助成法案に対する附帯決議を付する動議を提出いたします。

以下案文を朗読いたします。

農業近代化資金助成法案に対する附帯決議

農業における資本設備の高度化、経営の合理化等その近代化を推進するためには、長期低利資金を確保することが極めて肝要である。よつて政府は、農業金融制度一般を拡充改善することは勿論であるが、特に農業協同組合系統資金の積極的活用を図るため、本制度金融については昭和三十一年度より左の各項に關し所要の措置を講ずべきである。

記

一 系統農業協同組合の整備合理化を促進し、特に単協自体における貸出態勢の強化と貸出金利の低下を図ること。

二 農業近代化資金の資金枠を大市に拡大しこれに伴う政府の利子補給を引上げ、末端金利が五分以内になるようにすること。

右決議する。

以上でございます。

その理由につきましては、すでに委員会における質疑を通じて明白になつておりますから、省略をいたしたいと思ひます。

何とぞすみやかに御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

○野原委員 これより採決いたします。

橋崎弥之助君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、農業近代化資金助成法案に附帯決議を付することに決定いたしました。

ただいまの附帯決議について、政府の所見を求めます。河野農林大臣。

○河野国務大臣 御決議の趣旨を尊重いたしまして、できるだけの処置をとる考えであります。だんだん、ただいまお話のありました通りに、質問に対するわれわれの答えにおいても御了承をいただいておりますが、私といたしましては、農村に対する資金の現状におきましては、将来ともに経営上非常に困難があるということを深く了承いたしておりますから、できるだけ努力をいたすつもりでございます。

○野原委員長 ただいま議決いたしました三法案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十四分散会

〔参照〕

農業近代化資金助成法案（内閣提出第一八号）に関する報告書

農業信用基金協会法案（内閣提出第十九号）に関する報告書

農林中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第二六号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕